

令和7年2月定例会

商工建設常任委員会会議録

令和7年3月11日・14日

場 所 第5委員会室

令和7年3月11日(火曜日)

て

・令和7年度県土整備部組織改正案について

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計予算
- 議案第9号 令和7年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第10号 令和7年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第11号 令和7年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第13号 令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- その他報告事項
 - ・令和7年度商工観光労働部組織改正案について

出席委員(8人)

委員 長	山 下 寿
副委員 長	今 村 光 雄
委 員	外 山 衛
委 員	日 高 陽 一
委 員	安 田 厚 生
委 員	本 田 利 弘
委 員	渡 辺 正 剛
委 員	松 本 哲 也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

労働委員会事務局長	日 高 正 勝
調整審査課長	山 本 宣 博

商工観光労働部

商工観光労働部長	川 北 正 文
商工観光労働部次長	柏 田 学
企業立地推進局長兼 企業立地課長	児 玉 洋 一
観光経済交流局長 部参事兼商工政策課長	佐 野 晃 浩
経営金融支援室長	塩 田 康 一
企業振興課長	酒 匂 晋 也
食品・メディカル産業 推進室長	鍋 島 宏 三
雇用労働政策課長	井 上 裕 二
観光推進課長	湯 浅 聡
スポーツランド推進課長	北 薊 武 彦
国際・経済交流課長	渡 邊 陽 生
工業技術センター所長	児 玉 利 文
	福 山 旭

食品開発センター所長 平川良子
県立産業技術専門校長 大衛正直

県土整備部

県土整備部長 桑畑正仁
県土整備部次長
(総括) 井上大輔
県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当) 松山英雄
県土整備部次長
(都市計画・建築担当) 中原学
高速道対策局長 栗山健作
管理課長 鬼塚保行
用地対策課長 前村敦子
技術企画課長 植村幸治
工事検査課長 児玉広文
道路建設課長 田中智也
道路保全課長 椎葉倫男
河川課長 和田安生
ダム対策監 山下修
砂防課長 小倉浩嗣
港湾課長 岩切靖考
空港・ポート
セールス対策監 岡部章
都市計画課長 松田豪紀
美しい宮崎づくり推進室長 村岡昭彦
建築住宅課長 松田真二
営繕課長 下温湯盛久
設備室長 久保田昌信
高速道対策局次長 岩切道雄

事務局職員出席者

議事課主査 岩下恵美
総務課主任主事 徳永采香

○山下委員長 ただいまから商工建設常任委員

会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

日程案につきましては御覧のとおりでございますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元の、または文書共通システムの委員協議フォルダ内の資料、委員会審査の進め方(案)を御覧ください。

まず、1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明を求めることとしております。

また、商工観光労働部及び県土整備部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり、予算議案のみ班を分けて説明・質疑を行い、その後、特別議案の審査、報告事項の説明を受けまして、最後に総括質疑を行いたいと存じます。

審査の進め方については以上であります。このとおり進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

審査に入ります前に、皆様に御協力をお願いいたします。

本日、東日本大震災発生から14年を迎えます。

そこで、当委員会といたしまして、この震災で亡くなられた多くの方々の御冥福を祈り、ただいまから黙祷をささげたいと存じます。

皆様の御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○山下委員長 黙祷。

〔黙祷〕

○山下委員長 お直りください。

ありがとうございました。

それでは、ただいまから審査に入ります。

本委員会に付託されました議案について、労働委員会事務局長の説明を求めます。

○日高労働委員会事務局長 令和7年度当初予算につきまして、座って説明させていただきます。

常任委員会資料の2ページを御覧ください。

労働委員会事務局の当初予算は、表の左から2列目の令和7年度当初予算額の欄でございますが、1億941万円をお願いしております。

表の右から3列目の令和6年度当初予算額1億628万9,000円と比較しますと312万1,000円の増、率にしまして約2.9%の増となっております。

次に、当初予算の主な内容について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

労働委員会事務局の予算は、職員費と委員会運営費の2つの事項がございます。

まず、(事項)職員費でございますが、事務局職員9名分の人件費として7,248万8,000円をお願いしております。

次に、その下の段の(事項)委員会運営費でございますが、3,692万2,000円をお願いしてお

ります。

内訳といたしましては、説明欄にありますとおり、1つ目の委員報酬費は、労働委員会委員15名分の報酬として2,656万8,000円を、2つ目は、労働争議の調整や不当労働行為の審査等に要する経費として50万8,000円を、3つ目のその他労働委員会運営費は、定例総会の開催や各種会議への参加等に要する経費及び労働相談員1名の会計年度任用職員経費として984万6,000円を計上しております。

なお、当事務局におきましては、決算特別委員会の指摘要望事項はございません。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時6分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いいたします。

傍聴人は、受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○川北商工観光労働部長 本委員会で御審議をいただきます商工観光労働部所管の議案等につきまして、概要を御説明します。

商工建設常任委員会資料2ページの目次でございます。

まず、1、予算議案でございますが、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計予算」及び議案第9～11号の3つの特別会計予算につきましては、日本一挑戦プロジェクトの着実な推進など重点政策の推進方針等に基づき、本県経済のさらなる活性化に向けた各種施策を中心に予算を編成しております。

次に、2の特別議案でございますが、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、主に物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、手数料額及び使用料額の改定を行うものであります。

また、その下の議案第34号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、県営国民宿舎及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設並びに屋外型トレーニングセンターが指定管理者制度を導入し、利用料金制度を採用していることから、先ほどと同様の理由により、利用料金の上限額の改定を行うものであります。

最後に、3、その他報告事項でございますが、令和7年度の商工観光労働部の組織改正案につきまして報告させていただきます。

それでは、委員会資料3ページを御覧ください。

商工観光労働部の令和7年度当初予算額について、表にまとめております。

一般会計の当初予算額は、表の2段目、一般会計の行、左から2列目の令和7年度当初予算額の欄にありますとおり479億224万円でございます。

次に、特別会計につきましては、表の下から3段目、特別会計の行、左から2列目の欄にありますとおり7億6,788万1,000円でございます。

この結果、商工観光労働部全体の額としましては、表の1段目、商工観光労働部の行、左から2列目の欄にありますとおり486億7,012万1,000円となります。

なお、右端には、前年度予算額との比較を載せております。

また、4～9ページにかけましては、宮崎県総合計画アクションプランのプログラム別に令和7年度当初予算における当部の主な事業を体系的に整理をしております。

続きまして、10ページを御覧ください。

日本一挑戦プロジェクトにつきまして御説明させていただきます。

日本一挑戦プロジェクトにつきましては、今年度から本格展開を図っておりますが、3つのプロジェクトのうち、スポーツ観光プロジェクトは、当部が中心となって進めております。

資料の右上青枠にありますとおり、3つの取組の柱と方向性に基づき、今年度は、右下青枠の主な取組状況のとおり、キャンプ総合窓口の開設や競技別誘致部会の設立、「ツール・ド・九州2025」をはじめとする国際大会・合宿の誘致などに取り組んだところで。

引き続き、スポーツ環境日本一を目指し、来年度も取組を推し進めてまいります。

また、資料左側になりますが、子ども・若者プロジェクトにつきましては、新たな展開とし

まして、これまでの自然減対策に加え、若者・女性をターゲットとした社会減対策の強化を図ることとしており、当部も関係部局と連携し、取り組んでまいります。

11ページを御覧ください。

こちらは、先ほど御説明しました子ども・若者プロジェクトの社会減対策関連の令和7年度における主な事業を掲載しております。

朱書きで掲載しているものは、令和7年度からの新たな取組や改善する取組であり、青い太枠で囲っているものが当部の取組となっております。

当部の主な取組としましては、若者のU I J ターン就職を支援するため、就職活動に要する宿泊・交通費に加え、新たに引っ越し費用も補助することや非正規労働者等の正規雇用への転換支援、若者や女性等の起業チャレンジ支援などに取り組んでまいります。

12ページを御覧ください。

こちらは、スポーツ観光プロジェクトの令和7年度の主な関連事業を掲載しております。

当部の主な取組としましては、今年10月に予定をしております「ツール・ド・九州2025」大会の開催や男女国際テニス大会の誘致、WBC侍ジャパンのような国内外代表クラスの大規模なキャンプ・大会に備えた誘客・交通対策のほか、屋外型トレーニングセンターの機能強化などに取り組んでまいります。

これらの取組を通じまして、日本一挑戦プロジェクトの着実な推進を図ってまいります。

○山下委員長 概要説明が終了しました。

審査の進め方ですが、予算議案のみ、2班に分けて審査を行います。特別議案等の審査を行った後に、総括質疑の時間を設けることといたします。

執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、御説明をお願いいたします。

まず、第1班として、商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課、企業立地課の予算議案に係る審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は全ての課の説明が終了した後をお願いいたします。

○塩田商工政策課長 議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計予算」について御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

商工政策課の当初予算額は、一番上の行、左から2列目の当初予算額の欄にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせまして411億1,404万7,000円をお願いするものです。

このうち、一般会計がその下に記載のとおり405億280万2,000円、次の14ページになりますが、特別会計が一番上の左から2列目のとおり6億1,124万5,000円です。

まず、一般会計について、主な内容を御説明します。

15ページを御覧ください。

下から2つ目の(事項)地場企業振興対策事業費716万5,000円であります。

このうち、説明及び事業名欄の3、改善事業「宮崎中小企業大賞事業」は、地域経済の活性化等に特に寄与している県内の中小企業を表彰し、その取組を広く県民や企業に周知することにより、県内企業に対する理解を深めるとともに、他の企業へ波及させ、本県経済全体の活性化を図るものであります。

来年度の新たな取組として、商業施設にて受賞企業を集めたイベントを開催するほか、当該事業の認知度及び受賞企業の企業価値向上を図るため、ロゴマークを作成することとしております。

次に、一番下の（事項）中小企業金融対策費385億2,356万7,000円であります。

1～5の各事業の詳細につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

16ページを御覧ください。

下から3つ目の（事項）中小・小規模事業対策費13億8,924万7,000円あります。

1、小規模事業経営支援事業費補助金は、中小・小規模事業者の経営支援等を行う商工会、商工会議所等の人件費や各種事業に対する助成を行うものであります。

その下の2、「商工会事務局体制強化事業」は、事務局長設置基準に満たない商工会に対しまして、商工会事務局コーディネーターを設置する費用について、市町村と共に補助することで、質の高い支援体制を構築するものであります。

その下の3、新規事業「受注企業の価格転嫁促進事業」につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

次に、一番下の（事項）中小商業活性化事業費604万8,000円あります。

1、「地域をつなぐ！みやざき商店街人材育成事業」は、地域の関係者をつないで、商店街を含めた地域の課題解決をリードする地域密着型の人材育成を図るものです。

17ページを御覧ください。

一番上の（事項）地域経済活性化支援事業費9,236万6,000円あります。

1、「プロフェッショナル人材戦略拠点事

業」は、企業の人材ニーズを掘り起こし、都市部のプロフェッショナル人材と県内企業とのマッチングにより人材確保を支援することで、企業の成長を促進するものであります。

また、3、「中小企業再生支援強化事業」は、経営状況が悪化した県内中小企業の経営改善計画や再生計画の策定に係る経費の一部を補助することにより、早期の経営改善・事業再生につなげることで、本県経済の着実な再生を図るものであります。

次に、下から2番目の（事項）新事業・新分野進出支援事業費2,585万円あります。

1、改善事業「女性・若者応援！起業チャレンジ支援事業」につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

それでは、各事業の詳細について御説明いたします。

18ページを御覧ください。

新規事業「受注企業の価格転嫁促進事業」です。

予算額は593万8,000円、財源は一般財源であります。

事業の目的ですが、県内の受注企業に対し、発注企業への価格交渉の実施を後押しすることにより、適切な価格転嫁に向けた気運を醸成し、物価上昇を上回る持続的な賃上げの定着を図るものであります。

事業の概要の（1）事業内容であります。

①の価格転嫁促進支援員の設置では、受注企業への訪問等により、受注企業が価格交渉を行うための準備から価格交渉後のフォローアップまで伴走的に支援する専門員を設置することとしております。

また、②の広報・啓発にありますとおり、受注企業の積極的な価格交渉を促すため、県全体

の適切な価格転嫁の実現に向けた気運醸成を図るための広報を実施することとしております。

(2)の事業の仕組みにつきましては、①が一般社団法人宮崎県中小企業診断士協会への委託、②が民間企業等への委託としております。

(3)の成果指標につきましては、本事業により設置した促進支援員の支援により価格交渉を行った企業数を令和9年度末までに120社とし、物価上昇を上回る賃上げの実現企業数の増加を図ることを目標としております。

事業の期間は、令和7～9年度の3年間です。

19ページを御覧ください。

改善事業「女性・若者応援！起業チャレンジ支援事業」です。

予算額は2,585万円、財源は国庫及び日本一挑戦基金であります。

事業の目的ですが、ビジネスプランコンテストを創設し、県内経済の発展・成長の原動力である女性・若者の起業を支援することなどにより、その県内定着及びU I Jターンの増加を図るものであります。

事業の概要の(1)事業内容であります、①の「ビジネスプランコンテスト開催事業」では、女性または35歳未満の若者を対象にビジネスプランコンテストを開催し、受賞者に対し、起業に必要な経費を補助することとしております。

補助率は2分の1以内、上限額は300万円であります。

また、②の「地域魅力度アップによる女性・若者の県内定着応援事業」につきましては、地域の魅力向上を目的とした起業に必要な経費を補助し、女性や若者にとっての魅力的な地域づくりを支援することとしております。

(2)の事業の仕組みにつきましては、①、②、いずれも公益財団法人宮崎県産業振興機構への補助としております。

(3)の成果指標につきましては、本事業による起業件数を年間10件とし、女性・若者の県内定着及びU I Jターンの増加を図ることを目標としております。

事業の期間は、令和7～8年度の2年間です。

20ページを御覧ください。

「中小企業金融対策費」であります。

予算額は385億2,356万7,000円、財源は貸付金元利償還金のほか記載のとおりであります。

事業の目的ですが、厳しい経営環境にある企業や新事業に積極的に取り組む企業に対し、事業資金を安定的かつ円滑に供給することにより、中小企業の活性化と経営の安定を図るものであります。

事業の概要の事業内容であります、①の中小企業融資制度貸付金は、金融機関が貸付けを行うために必要な原資の一部を金融機関に預託するものです。

令和7年度の重点事項としましては、昨年12月に創設した経営力強化貸付を継続し、融資実行後の金融機関等による継続的な経営支援によって、中小企業者の経営力強化を図ることとしております。

②の中小企業金融円滑化補助金は、県融資制度の信用保証料について、中小企業の負担を軽減するために保証料の一部を保証協会に補助するものです。

③の信用保証協会損失補償金は、県融資制度において、信用保証協会が代位弁済を行ったことにより生じた損失の一部(2分の1)を県が補償するものです。

④の中小企業金融推進費は事務費、また、⑤の物価高騰対策金融支援基金積立金は、令和4年度に地方創生臨時交付金を活用して設置した物価高騰対策金融支援基金の運用による利子分を積み戻すものです。

最後になりますが、右下の表で基準利率の改定について御説明いたします。

県融資制度では、基準となる利率を直近の金利情勢等を踏まえて設定しておりますが、日本銀行の政策金利が引き上げられたことから、県融資制度の基準利率を改定するものであります。表の上のほうですが、政策金利は昨年3月から今年1月まで、3回にわたり合計0.6%引き上げられております。これを受けまして、県融資制度におきましても、4月1日から基準利率を1.8%から2.0%へ、0.2%引き上げるものであります。

事業の期間は、令和7年度です。

21ページを御覧ください。

同じく議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計予算」につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

記載しております設備貸与機関損失補償及び中小企業融資制度損失補償は、県が貸付原資を拠出しております事業者向けの融資につきまして、後年度に債務不履行となった場合に損失補償を行う経費として計上しているものであります。

続きまして、22ページを御覧ください。

議案第9号「令和7年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」につきまして、主な内容を御説明いたします。

一番上の(事項)小規模企業者等設備導入事業助成費2億8,537万7,000円であります。

主なものといしまして、1の貸付事業は、

中小企業組合等が実施する事業に対して、長期低利の融資を行う高度化資金と小規模企業者等の設備投資を促進するため、公益財団法人宮崎県産業振興機構が行う貸付事業に必要な原資の貸付を行う「みやざき小規模企業者等設備導入資金」を計上しているものであります。

○鍋島企業振興課長 当課の当初予算につきまして御説明いたします。

商工建設常任委員会資料23ページを御覧ください。

当課の令和7年度当初予算額は、左から2列目にありますように16億756万7,000円をお願いしております。

その主なものにつきまして御説明いたします。

24ページを御覧ください。

(目)商業振興費(事項)IT関連産業振興事業費、予算額996万9,000円は、説明及び事業名欄にありますとおり、県内のIT関連産業の振興に要する経費で、1の「みやざきICT産業を担う人材育成事業」につきましては、県内のICT技術者、企業のICT担当者などを対象に、IT系やウェブ系の資格取得につながるよう、5つの連続講座を開講し、実施することとしております。

25ページを御覧ください。

(目)工鉱業振興費、一番上の段の(事項)新事業・新分野進出支援事業費、予算額2億5,689万4,000円は、説明及び事業名欄にありますとおり、新事業や新分野進出等に取り組む県内中小企業等の支援に要する経費であり、2の改善事業「イノベーション共創促進事業」、予算額4,808万4,000円につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

その次の(事項)地域産業・企業成長促進事

業費、予算額3,655万3,000円は、説明及び事業名欄にありますとおり、地域に根差した産業の育成及び企業の成長促進のために要する経費であり、1の新規事業「みやざき地域経済けん引企業等育成事業」につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

26ページを御覧ください。

上から3段目の(事項)産業集積対策費、予算額1億2,723万1,000円は、説明及び事業名欄にありますとおり、本県において重点的に集積を図る産業の振興に要する経費であり、3の「半導体等先端技術振興プロジェクト事業」、予算額783万4,000円、また、7の「医療関連機器産業成長促進事業」、予算額4,285万3,000円につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

27ページを御覧ください。

(目)工業試験場費、予算額4億7,253万7,000円ではありますが、一番上の段の(事項)工業技術センター総務管理費、予算額4億947万8,000円から、28ページ下の段の(事項)食品開発センター研究開発費、予算額1,780万8,000円までにつきましては、工業技術センター及び食品開発センターにおける運営管理や試験研究などに要する経費となります。

それでは、保留しておりました4つの事業につきまして御説明いたします。

29ページを御覧ください。

まず、改善事業「イノベーション共創促進事業」ではありますが、予算額は4,808万4,000円、財源は国庫、産業廃棄物税基金等となります。

この事業は、事業の目的にありますように、県内の大学・高専や産業支援機関などでワンストップ支援体制を構築し、県内企業等のイノベーション共創の取組の促進から、本県経済の

活性化を図るものであります。

これまでも県内企業が有する技術の特徴を生かした新事業の創出に取り組んでおりますが、新年度、宮崎大学が新たに開設する錦本町キャンパス内のイノベーションハブを拠点に、産学官が連携し、取組を推進していくこととしております。

事業の概要は、(1)の事業内容にありますように、①の「産学官連携促進事業」では、県内の大学などが有する研究シーズを収集し、企業へ発信するとともに、企業の新事業創出に向けた伴走支援などに取り組んでまいります。

また、②の「地域産業技術研究開発支援事業」及び③の「環境イノベーション支援事業」では、産学官グループなどによる研究開発を支援してまいります。

次に、(3)の成果指標ではありますが、イノベーションハブにおける相談件数と共同研究や受託研究の支援数をそれぞれ330件、130件としており、事業期間は、令和9年度までとなります。

30ページを御覧ください。

続きまして、新規事業「みやざき地域経済けん引企業等育成事業」ではありますが、予算額は3,655万3,000円、財源は国庫及び一般財源となります。

この事業は、事業の目的にありますように、人材育成などにより、企業の労働生産性を向上させ、賃上げによる人材の定着、雇用創出の促進から、地域経済をけん引する企業の育成を図るものであります。

事業の概要は、(1)の事業内容にありますように、①の「みやざき地域経済けん引企業等育成事業」では、成長意欲を有し、地域経済をけん引する企業へと成長する見込みのある企業に

ついて、中小企業診断士などで構成する支援チームが伴走支援を行ってまいります。

また、②の「モノづくりを支える人材育成事業」では、コーディネーターによる企業の人材育成計画策定支援や企業に適した各種研修のナビゲートなどを実施してまいります。

(3)の成果指標は、伴走支援した企業の賃金につきまして、3年間で15%の増加を掲げており、事業期間は、令和9年度までとなります。

31ページを御覧ください。

次に、「半導体等先端技術振興プロジェクト事業」になります。

予算額は783万4,000円、財源は国庫及び一般財源となります。

6月定例会で、先端技術産業に係る実態把握調査の結果について御報告いたしました。半導体に関心のある企業の状況を踏まえた事業となります。

事業の目的であります。半導体やその製造装置の製造などに関心を持つ県内企業の新たな取引や、その拡大などに向けた取組を支援し、ものづくり産業の活性化を図るものであります。

事業の概要は、(1)の事業内容にありますように、①の「半導体関連産業展示会出展事業」では、12月のセミコンジャパンをはじめ、半導体にかかる大規模展示会に出展し、県内企業の技術力をPRすることとしております。

また、②の「半導体関連産業県内取引活性化事業」では、県内企業間取引を促進するため、半導体関連産業に関心を持つ企業を対象としたセミナーや交流会を開催してまいります。

(3)の成果指標につきまして、企業間取引の増加や国内外での新規取引の促進につながる

よう取り組んでまいります。

なお、事業期間は、令和7年度のみとなります。

32ページを御覧ください。

「医療関連機器産業成長促進事業」ですが、予算額は4,285万3,000円、財源は国庫及び一般財源等となります。

事業の目的であります。東九州メディカルバレー構想に基づき、県内企業が開発した医療関連機器の活用促進や、海外をはじめ新市場の獲得に向けた取組を支援し、医療関連機器産業の振興を図るものであります。

事業概要は、(1)の事業内容にありますように、①の医療関連機器産業への参入等支援では、コーディネーターを配置し、企業の新規参入、薬事戦略、販路開拓を支援するとともに、構想推進大会などを開催し、企業の取組を促進してまいります。

②の大学等との医工連携の推進では、宮崎大学に寄附講座を設置し、共同研究を行うとともに、医療現場におけるニーズ収集などを行うためのコーディネーターを配置いたします。

③の医療関連機器開発等の支援では、県内企業が行う医療関連機器の開発・改良に必要な経費や学会等での出展に要する経費の一部などを支援いたします。

また、④の県内開発製品の販路開拓等支援では、大阪・関西万博関連のイベントへの出展のほか、市場開拓のため、東南アジアで開催される展示会への出展を予定しております。

(3)の成果指標であります。販売製品数及び海外取引製品数につきまして、現状からそれぞれ1件の上乗せができるよう取り組むこととしており、事業期間は、令和9年度までとなります。

○湯浅雇用労働政策課長 雇用労働政策課です。

当課の令和7年度当初予算について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の33ページを御覧ください。

当課の令和7年度当初予算額は、左から2列目にありますとおり、16億862万5,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

34ページを御覧ください。

(目) 労政総務費の下から2番目の(事項) 若年者就労促進費1億1,297万8,000円でありませ

す。説明及び事業名の欄の1、「若年無業者等就職サポート事業」2,757万3,000円につきましては、就職活動等に悩みを抱える若者の県内就職・定着を促進するため、ヤングJOBサポートみやざきを運営するとともに、キャリアカウンセリングや情報提供を実施するほか、50歳未満で長期にわたり無業の方に対し、心理カウンセリング等を実施することとしております。

次に、2、「中・高校生の県内就職促進事業」4,028万5,000円につきましては、県内企業への理解を深めることで高校生の県内就職を促進するため、就職総合情報サイトを運営するとともに、高校生や中学生、その保護者や教職員向けに企業説明会や職業体験ガイダンス等を開催することとしております。

次に、3、「宮崎で働く魅力発信事業」1,395万4,000円につきましては、大学生等の県内就職を促進するため、就職情報サイトや県内企業とのインターシップマッチングサイトの運営を行うとともに、学生の保護者向けに県内企業情報などを郵送で届ける取組等を行うこととしてお

ります。

1つ飛びまして、5、改善事業「就職説明会等開催事業」2,441万9,000円につきましては、後ほど事業概要説明資料にて御説明いたします。

次に、その下の(事項) 地域雇用対策推進費1億1,796万4,000円であります。

説明及び事業名の欄の1、「宮崎で暮らす働く、県内就職促進事業」4,024万7,000円につきましては、宮崎ひなた暮らしUIJターセンターにおいて、ふるさと宮崎人材バンクを活用した無料職業紹介事業を運営するため、県内就職に関する相談対応や県内企業の求人開拓を行う経費であります。

次に、2、新規事業「正規雇用チャレンジ支援事業」1,316万4,000円につきましては、後ほど事業概要説明資料にて御説明いたします。

次に、3、「UIJターン就職マッチング支援事業」788万8,000円につきましては、ふるさと宮崎人材バンクの活用を促進するため、インターネット広告や他の民間求人サイトとのデータ連携等を実施することとしております。

次に、4、「県外学生UIJターン就職サポーター事業」1,804万7,000円につきましては、県外学生の県内企業への就職を促進するため、学生への就職情報の提供や県内企業の人材確保に向けた相談対応などを行うこととしております。

次に、5、改善事業「若者等ふるさと就職応援事業」3,861万8,000円につきましては、後ほど事業概要説明資料にて御説明いたします。

35ページを御覧ください。

(目) 労働教育費の2つ目の(事項) 働きやすい職場環境づくり整備事業費5,999万8,000円

説明及び事業名の欄の1、「労働相談事業」404万1,000円につきましては、県内中小企業の労働者及び使用者等からの労働相談に対応する労働相談専門員の設置に要する費用になります。

次に、2、「女性をはじめとする多様な人材の就業促進事業」4,870万6,000円につきましては、後ほど事業概要説明資料にて御説明いたします。

次に、3、「働きやすい職場環境づくり拡大事業」373万2,000円につきましては、仕事と生活の両立応援宣言と「ひなたの極」認証制度の普及啓発や働き方改革に関する講演会の開催などを行うものであります。

次に、4、「働きやすい職場「ひなたの極」強化事業」351万9,000円につきましては、従業員を育児休業から円滑に職場復帰させた企業への奨励金給付や認証制度の動画を活用した情報発信の強化などを行うことで、「ひなたの極」認証制度のさらなる普及促進に取り組むものであります。

36ページを御覧ください。

(目) 職業訓練総務費につきましては、次のページを御覧ください。

37ページの一番上の(事項)技能向上対策費920万6,000円ではありますが、説明及び事業名の欄の1、「ものづくり技能振興事業」392万6,000円につきましては、技能五輪をはじめ、各種技能競技大会出場者への支援等を通し、技能水準の底上げを図るとともに、定期的な技能関係の情報の広報や技能まつりの開催を通して、広く県民に技能のすばらしさを広め、技能尊重機運を醸成し、ものづくり技能の振興を図るものであります。

次に、(目) 職業訓練校費の(事項) 県立産

業技術専門校費8億832万7,000円であります。

これは、西都市と高鍋町にある県立産業技術専門校において、若年技能者の育成等を行う経費になります。

説明及び事業名の欄の9、「離職者等訓練事業」4億2,679万2,000円につきましては、離職者等の再就職を図るための職業訓練などを実施するものであります。

続きまして、新規事業・改善事業等を4本説明させていただきます。

38ページを御覧ください。

まず、改善事業「就職説明会等開催事業」であります。

予算額は2,441万9,000円、財源は国庫及び一般財源であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、県内外の若年求職者等に対し、就職説明会を通して県内企業との出会いの場を創出し、県内企業の魅力や本県で働く魅力を伝えることにより、県内企業等への就職及び県外在住者のUJIターンの就職の促進、定着を図り、県内産業の人材確保及び活性化につなげるものであります。

事業の内容ですが、①の就職説明会等開催事業(オンライン(大学生向け))では、主に県内外の大学生を対象に、業界研究を目的とするイベント及び全業種を対象とした説明会を開催し、大学生等が県内企業を知る機会を創出することとしております。

②の就職説明会等開催事業(オンライン(転職希望者向け))は、主に県外在住の転職希望者を対象に、テーマ別・一部業種のオンラインによる説明会、キャリアカウンセリング、就職セミナーを開催し、企業の採用に直結させることとしております。

③の就職説明会等開催事業（対面式）では、県内外の一般求職者や大学生を対象に、就職説明会を県内3会場（宮崎市、都城市、延岡市）で開催することとしております。

成果指標ですが、この事業の実施により、就職説明会の参加者数を現状の613人から800人にすること、また、就職決定者数を現状の32人から80人にすることを目標としております。

事業年度は、令和9年度までです。

次に、39ページを御覧ください。

新規事業「正規雇用チャレンジ支援事業」であります。

予算額は1,316万4,000円、財源は一般財源であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く若者等に対して、県内企業の理解促進及びマッチング支援を実施し、雇用の安定化を図ることで、将来に希望が持てる生活の実現につなげるとともに、県内企業における人手不足の改善・人材定着を図るものであります。

事業の内容ですが、①の「キャリアチェンジ支援事業」では、非正規雇用で働く者等を対象としたマッチング支援のために、eラーニング講座や合同企業説明会等を実施することとしております。

②の「若者世代アウトリーチ強化事業」では、国によって整備されたみやざき若者サポートステーションの都城及び延岡サテライトに支援員を配置し、無業者や離職後の再就職に悩みを抱える方の掘り起こし・出張相談を実施することとしております。

成果指標ですが、この事業の実施により、合同企業説明会の参加者数を年150名、また、県内就職者数を現状の23名から33名とすることを目

標としております。

事業年度は、令和9年度までです。

次に、40ページを御覧ください。

改善事業「若者等ふるさと就職応援事業」であります。

予算額は3,861万8,000円、財源は一般財源及びその他であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、本県での就職活動に要する交通費や引っ越し費用等の補助を行うことにより、県内企業の情報や魅力に触れる機会を増やし、U I Jターンにかかる負担感を軽減することで、若者を中心とした県内就職者の増加を図ることとしております。

事業の内容ですが、①のU I Jターン就活応援補助金では、ふるさと宮崎人材バンクに登録したU I Jターン就職を目指す求職者を対象に、就職説明会、インターンシップ、選考面接等への参加に係る交通費・宿泊費を最大2回まで補助することとしております。

補助率は2分の1で、30歳未満は3分の2、上限額は5万円としております。

②のU I Jターン引っ越し補助金では、県内企業にU I Jターン就職をした者を対象に、引っ越しに係る費用を補助することとしております。

補助率は2分の1で、30歳未満は3分の2、上限額は15万円としております。

③の「U I Jターン就職イベント等PR強化事業」では、①及び②の補助金及びふるさと宮崎人材バンクの周知や求人サイト等を活用した就職イベントの広報強化を実施いたします。

成果指標ですが、この事業の実施により、県外からの県内就職説明会参加者数を現状45人から80人とすること、また、ふるさと宮崎人材バ

ンクを通じた県内就職者数を現状167人から270人とする事としております。

事業年度は、令和9年度までです。

次に、41ページを御覧ください。

「女性をはじめとする多様な人材の就業促進事業」であります。

予算額は4,870万6,000円、財源は国庫及び一般財源であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、女性・高齢者を対象としたマッチング等による就業支援や県内企業における働きやすい職場環境整備等に係る取組への支援を行い、女性をはじめとする多様な人材の就業を促進し、人材の確保・定着を図ることとしております。

事業の内容ですが、①の女性・高齢者就業支援は、女性と高齢者向けの就業支援センターを設置し、これまで実施してきた相談窓口、セミナー、就職面談会、職場見学会、企業求人開拓、求人アドバイス等の実施に加え、デジタル系セミナーの充実のほか、女性就業支援センターにおいては、相談者の増員などにより体制強化を図ることとしております。

②の職場環境整備支援では、「働きやすい職場「ひなたの極」認証制度」の普及推進員の配置、認証企業の取組事例集の作成を行うこととしております。

成果指標ですが、この事業の実施により、新規就業者数につきましては、女性74名から160名、シニア155名から175名とすること、「ひなたの極」認証企業数につきましては、現状の66企業から126企業とすること及び女性・シニアなど多様な人材の就業促進、企業における人材確保・定着を目標としております。

事業年度は、令和9年度までです。

次に、42ページを御覧ください。

債務負担行為の追加についてであります。

「令和7年度離職者等再就職訓練事業」になります。

これは、離職者等に対する再就職訓練におきまして、令和7～9年度の複数年にわたる訓練課程を設置するに当たり、その費用を計上しているものであります。

○児玉企業立地推進局長 当課の令和7年度当初予算について御説明いたします。

資料の43ページでございます。

当課の当初予算額は11億3,113万6,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

44ページを御覧ください。

中ほどの(目)工鉱業振興費の1段目の(事項)企業立地基盤整備等対策費7,800万8,000円であります。

これは、企業立地の促進を図るための基盤整備の推進等に要する経費でありまして、説明及び事業名欄の1、「企業立地基盤施設整備事業」は、企業立地の受皿となる県営工業団地の維持管理等に要する経費であります。

2の「地域工業団地整備促進事業」は、市町村が実施する工業団地の整備や調査、分譲促進に係る経費の一部を補助するものであります。

3、「半導体関連企業誘致加速化事業」は、半導体関連企業に特化した産業用地の確保やトップセールスを含む誘致活動に係る経費であります。

次に、2段目の(事項)企業誘致活動等対策費3,139万8,000円であります。

これは、企業立地の実現を図るため、市町村等と連携した誘致活動に要する経費でありまして、説明及び事業名欄の1、「情報収集整備事業」につきましては、企業誘致活動に係る職員

の旅費等の経費や県内各地域の企業立地促進協議会への負担金などであります。

3、改善事業「女性・若者が生き生きと活躍できる企業」開拓事業」818万8,000円につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

最後の(事項)立地企業フォローアップ対策費9億4,360万6,000円であります。

これは、立地企業の県内定着及び県内での事業拡大や新たな企業立地の促進を図るため要する経費であります。

2の企業立地促進補助金につきましては、後ほど御説明いたします。

45ページを御覧ください。

改善事業「女性・若者が生き生きと活躍できる企業」開拓事業」であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、女性や若者が働きたいと思う企業の立地を推進するため、民間企業のネットワーク等を活用し、効果的かつ効率的な誘致対象企業の新規開拓を行うものであります。

事業の概要の(1)事業内容であります。女性や若者等の就職先に求めるニーズを基に、インターネットサービスや民間企業のネットワーク・ノウハウを活用しまして立地可能性のある企業を新規開拓するものであります。

(3)の成果指標であります。当該事業の実施によりまして、令和7～9年度の3年間で新規開拓件数、年30件を目標としております。

次に、46ページでございます。

これは、既定事業であります。企業立地促進補助制度の改正を行いましたので、御説明をさせていただきます。

改正の目的については、九州全体で今、投資意欲が活発化しておりますが、そういった流れ

を本県に呼び込むため、企業ニーズにタイムリーに応え、地域間競争に負けないインセンティブの高い制度へ改正するものでございます。

企業誘致に当たっては、右下に企業立地に係る支援スキームという図がございますが、このとおり、企業ニーズに的確に対応した誘致活動を行い、進出をした企業に対し、企業立地促進補助金などの適切な支援、そして、県内定着に向けた継続的なフォローアップに取り組んでいるところでございます。

その中の企業への適切な支援としまして、企業立地補助制度がございます。この補助の内容としましては、制度の概要の(2)の①のとおり、製造業、情報関連産業、流通関連産業などの補助対象業種に対し、業種や規模等により異なりますけれども、投資実績ですとか、雇用実績に応じた補助を行うものであります。

今回、それを②の主な改正内容のとおり、他県との競争に負けない制度設計とするため、投資実績に対する補助率の拡充を行いますとともに、昨今の人材確保が厳しいという状況にある中、企業が行いますオートメーション化やDX化に取り組む企業が増加しております。そういった情勢に対応するため、雇用人数の要件を緩和するものでございます。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありますか。

○安田委員 資料19ページをお願いいたします。

「女性・若者応援！起業チャレンジ支援事業」ですが、ビジネスプランコンテストの開催ということでもありますけれども、このコンテストの開催で、1～3位の方が賞金を頂けるといふ感じなのか、それとも起業するとき補助金であげるといふイメージで捉えていいのか、ど

ちらでしょうか。

○塩田商工政策課長 1～3位に書いている金額につきましては、事業計画に対して2分の1以内の上限300万円というところで、補助を考えております。

○安田委員 補助金ということですので、1位になって起業し、新規事業を立ち上げても、中には起業がうまくいなくてすぐやめってしまうケースもあるんじゃないかなと思うんです。市町村でも、新規事業で立ち上げたときの補助金とか50万円くらいあると思うんですよね。

商工会に加入することとか、いろんな条件があって出されるんですけれども、意外と2～3年続かない小売業の方々がいらっしゃるのですが、補助金を支給した後にそうなった場合は、どのように考えているんですか。

○塩田商工政策課長 起業をしたはいいけれども、なかなか続かないといった事例も多々あるところがございますけれども、この事業につきましては、公益財団法人宮崎県産業振興機構に補助をする形で考えておまして、事業を立ち上げて、その後についても、支援機構にあります「宮崎県よろず支援拠点」の専門家の方にも伴走支援をしていただきながら、継続性を保っていただくという形で考えております。

○松本委員 資料18ページですけれども、この事業の財源を見ると、一般財源になっております。非常に今、重要な事業ではないかと思うんですけれども、これは、宮崎県だけの取組として今回新規事業として上がっているのかどうか、お伺いいたします。

○塩田商工政策課長 各県調べましたけれども、この価格転嫁に併せて支援員を設置するという取組は本県初といたしますか、なかなかほ

かはやっていない事業だと考えております。

○松本委員 これから適正な価格転嫁を考えていくと、国からも支援があってもいいかなと思いますが、事業に取り組んだ後の展開について何かお考えがありますか。

○塩田商工政策課長 今、国のほうもパートナーシップ構築宣言を普及・拡大しましょうですとか、下請法の強化をしていきたいと思いますとか、あと労務費の行動指針、そういった制度面での強化というのをやっております。県としては、そういった制度を県内の事業者にしかり普及していく、周知を図っていくところが大事かなと思っておりますので、県の取組と併せて、施策もしっかり見ながら進めていきたいと思っております。

○今村副委員長 資料38ページ、「就職説明会等開催事業」の(1)の②オンラインでの就職説明会で、こちらのほうでは県外だけということで、県内のほうは対象外ということでしょうか。

○湯浅雇用労働政策課長 オンラインにつきまして、基本的にメインとなるターゲットをそれぞれ設定していますが、当然オンラインでございますので、県内、県外、いわゆる全国から、こういった説明会に参加することが可能でございます。

○今村副委員長 県内も大丈夫ということですね。

○湯浅雇用労働政策課長 もちろん県内も大丈夫でございます。

○今村副委員長 あともう一点、資料41ページの「女性をはじめとする多様な人材の就業促進事業」の(1)の①で、人員増による体制強化ということが書かれてあるんですが、今、都市と延岡市のほうで、たしか週に2回ぐらいず

つやっているといるんですけども、その回数も増えていくというイメージでよろしいでしょうか。

○湯浅雇用労働政策課長 それぞれ今回の人員増につきましては、企業開拓職員を1名、就業相談員を1名、合計2名増やすこととしておりますので、延岡市、あるいは都城市の説明会も強化していけると考えております。

○日高委員 資料40ページ、(1)事業内容の②のU I Jターン引っ越し補助金なんですけど、以前説明があった資料の中で、東京都在住の方限定と書いてあったような記憶があるんですけども、実際そうなんですか。

○湯浅雇用労働政策課長 国の制度においては、そういう都市圏とか、あるいは東京都、福岡県といった都会を限定したのになっておりますが、今回お願いしておりますU I Jターン引っ越し補助金につきましては、都市圏を含めて宮崎県外から戻ってこられる方については補助していきたくて考えております。

○日高委員 ぜひお願いします。何で東京都だけなのかという声が出ていたので、よかったです。

続いて、資料24ページのI T関連産業の振興に要する経費ということですが、この「みやざきI C T産業を担う人材育成事業」の詳細を教えてくださいませんか。

○鍋島企業振興課長 コロナ禍を契機に県内企業の経営環境が大きく変化しております。デジタル化ですとかE Cサイトとか、そういったものがあります。

I C T企業への関心が非常に高まってきておりますことからこの事業をやっているんですけども、一方では、エンジニア自体が不足しているという状況がございます。そのため、県に

おきまして、少し詳しい話になりますが、I Tパスポートと言われます基礎的な知識を習得する国家試験がございますけれども、そういった試験に向けたI Tリテラシー向上講座を開講しますとともに、あとはD Xの推進とか、そういったリーダーを育成するための講座など、合計5つの講座を開講いたしまして、その専門技術をつけていただこうと思っているところでございます。

○日高委員 では、先生などの支援体制というものは整っているということなんですか。

○鍋島企業振興課長 これは、業者のほうに委託をしております。今年度は、県のソフトウェアセンターのほうに委託をいたしまして、あちらにいらっしゃるI Tの専門技術者が講義を行いますとともに、外部からもその先生を招聘いたしまして、講義・講座を行っているところでございます。

○日高委員 これは聞いた話なんですけれども、今、インドのほうで、インド工科大学の世界最先端の教育を受けている生徒があふれているそうです。アメリカ、ドイツがどんどん賃金が高くなって、そちらのほうに行きたいということで、アメリカのグーグルだったり、マイクロソフトで働いている方もいらっしゃるんですけども、人材があふれているということで、日本で就職したいという生徒もいて、4年生の中では9割近くの子たちも日本に行きたいそうです。それは治安の良さだったりとかアニメなど魅力ある部分も多いので日本に就職したいそうです。

だから、そういうあふれている人材を活用するというか、宮崎県にもインドから来られているI T関係の方もいらっしゃいますので、そういう方とツールを使って、何かうまく連携でき

れば、その世界最先端の教育などができるのではないかと思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○鍋島企業振興課長 そのような情報を集めながら、この事業に取り組んでいきたいと思いません。

○湯浅雇用労働政策課長 先ほど副委員長から女性就業支援センターの人員増の御質問があったかと思うんですけれども、先ほど申し上げましたように、人員自体は2名増えて、相談の内容とか、相談に係る時間とか、手厚くできると思うんですけれども、相談の日数自体は今のところ増える計画ではないということで、補足させていただきます。

○渡辺委員 資料46ページです。企業立地促進補助制度の改正について、真ん中の欄にある適切な支援ということですが、令和7年4月1日に改正される主な改正内容で、他県に負けない制度設計の変更とありますけれども、去年の補助実績で何社ぐらいに補助されたのか教えてください。

○児玉企業立地推進局長 令和5年の実績で申し上げますと5億2,797万3,000円を補助しております。

○渡辺委員 何社ですか。

○児玉企業立地推進局長 件数としては33社でございます。

○渡辺委員 予算に対して消化率はどれくらいですか。

○児玉企業立地推進局長 約6割弱です。

○渡辺委員 そうすると、この制度改正でもっと使いやすくなって、この6割弱という消化率を上げることを期待しているということですかね。

○児玉企業立地推進局長 まず、九州各県、他

県に負けないということで考えているんですけれども、宮崎県が補助制度で一番売りにしている補助額の上限額が50億円というのは、各県にも見劣りしない九州各県でトップクラスの額なんです。それに併せて、ほかのいろんな補助率がございすけれども、若干他県に劣るところがありますので、それを他県並みにそろえることで、他県に進出を考えている企業に宮崎県に目を向けてもらうという、今回の補助制度の改正にはそういう目的がございす。

企業に来ていただいた結果、諸条件を満たせば、投資実績ですとか雇用の実績に応じて補助金を交付するという流れになります。

○渡辺委員 ということは、昨年度の場合は33社が新しく宮崎県に来てもらったということですか。

○児玉企業立地推進局長 いえ、そうではございません。33件に交付した企業は、その前に宮崎県に立地された企業となります。令和5年度に補助金の交付の申請をされた企業が33件あって、その交付額が5億2,700万だったということでございます。

○本田委員 資料29ページの「イノベーション共創促進事業」ですけれども、①に宮崎大学へのコーディネーターの設置とありますが、このコーディネーターはすごく重要だと思っております。コーディネーターの品質や採用、評価などについて教えてください。

○鍋島企業振興課長 コーディネーターにつきましては、宮崎大学のほうが既に設置しております。今回イノベーションハブというのできるということで、宮崎大学だけを専門にいろいろコーディネートするだけではなくて、県内の南九州大学ですとか都城工業高等専門学校とか、そういったところのシーズを集めるという

コーディネーターとなります。これは宮崎大学と県と一緒にコーディネーターをお願いするというので、人選につきましては、宮崎大学をお願いをしているところでございます。

また、現在、宮崎県産業振興機構にもコーディネーターを置いております。この方につきましては、宮崎県工業技術センターのOBの方ですけれども、技術に明るい方がコーディネートをしていただいているところでございます。

○**本田委員** イノベーションハブの相談件数ですけれども、これはワンストップなので、例えば1件の相談が何回もくる可能性があると思います。このイノベーションハブの相談件数は1件を1つと数えるんですか、それとも1つの案件が続くので、それを1件と考えるんですか。

○**鍋島企業振興課長** どのようにして数えるかというところですが、結局は技術シーズというのを分かっているコーディネーターと、あと機構のコーディネーターといった方々が情報交換いたしまして、こちらのイノベーションハブのほうに集まって企業と話し合っていくとか、大学の研究者の方が来ていただくとか、そういうことになろうかと思うんですが、具体的にどのように進めていくのかは、宮崎大学とも話をしていきたいと思っているところでございます。

○**本田委員** あと、この目標の持たせ方は重要だと思っていて、ここの目的は本県の経済の活性化を図るということで、この経済の活性化を図れている状態、——K P Iというのは特に考えていらっしゃるんですか。

要するに、こういう質問や相談の件数が増えれば、活性化が進んでいるという目標の設定だと思いますが、実際に本県の経済の活性化が図

れているK P Iについて何かお考えがあれば教えてください。

○**鍋島企業振興課長** このイノベーションハブの相談件数につきまして、宮崎大学と産業振興機構の相談件数をプラスしまして、その3割増しを今回上げさせていただいております。

また、共同研究等の件数でございますけれども、これは宮崎大学で行われました共同研究、受託研究、そういったものの3割増しという設定をさせていただいたところでございます。委員がおっしゃいますとおり、K P Iとしては、その活性化ということで、実際事業化になっていかないと、なかなか無理かなと思うんですが、取りあえずはこのハブがうまく回っていつて、いろいろなイノベーションが生まれることを目指しておりますので、こういった話で成果指標を定めさせていただいたところでございます。

○**本田委員** 次の段階でそういうK P Iが出てくるだろうと思いますので、よろしく願います。

資料30ページの「みやざき地域経済けん引企業等育成事業」についてですけれども、①のところ、「労働生産性に課題を持ちつつも成長意欲が高く」とか、「地域経済をけん引する企業に成長する見込みがある」などのレベルをどのように計測するのか、もし何か計測しているものがあれば教えてください。

○**鍋島企業振興課長** なかなか厳しいところですが、今、県におきましては、中核企業を育成しようと考えております。その中核企業の定義というものが、売上高30億円以上の企業をつくっていかうというところでございます。これまでそういった形で成長した中核企業をつくって取引の拡大などに取り組んできた

ころですけれども、これからは人手が不足してまいります。

結局は人が重要になってきます。少ない人材でも生産性を向上させながら、そういった中核企業への育成が必要になってくるものですから、まずは意欲がないと、取り組めない話でございます。そういったことをこちらのほうに表記させていただいたところでございますが、こういった企業を選定して支援していくのかはこれからですけれども、取りあえずこういった目標を持ちながら、1社でも多く、県の経済を担っていく中核企業の育成に努めていきたいと考えております。

○**本田委員** 企業としても目標を明らかに提示したほうが、こういうものを左右するに当たって目標的なものにもなると思ったので、その辺りも考えていただくといいと思います。

それと、成果指標のところですが、伴走支援を行った企業の賃金が3年間で15%増ということは、この企業の平均賃金が15%増するという認識でよろしいでしょうか。

○**鍋島企業振興課長** この指標でございますけれども、私たち賃金構造基本統計調査というものを基にしております。本県におきまして、決まって支給をしております現金給与が27万2,700円でございます。全国で46番目です。全国平均が31万6,500円で、4万円ぐらい差がございます。これを率に換算いたしますと、15%になるものですから、ここで15%という数字を追加指標として設けさせていただいたところでありまして、この15%アップを3年間で図っていききたいと考えているところでございます。

○**本田委員** 要するに、伴走支援を行うことは、各企業それぞれに15%アップの目標をお願いするというのでいいんですね。

○**鍋島企業振興課長** 各企業ごとに15%アップをお願いしてまいります。

○**本田委員** それは、その企業の平均賃金を15%上げるということですか。

○**鍋島企業振興課長** はい、そのとおりでございます。

○**山下委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山下委員長** それでは、以上で第1班の予算議案の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時22分再開

○**山下委員長** 委員会を再開いたします。

次に、第2班として、観光推進課、スポーツランド推進課、国際・経済交流課の予算議案に係る審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は全ての課の説明が終了した後をお願いいたします。

○**北園観光推進課長** 当課の令和7年度当初予算について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の47ページを御覧ください。

当課の令和7年度の当初予算は、一番上の行、左から2列目の欄になりますが、16億1,054万7,000円となっております。

内訳であります。一般会計につきましては、2行目の14億5,391万1,000円、特別会計につきましては、資料48ページの一番上の行、左から2列目の欄1億5,663万6,000円でありまして、内訳は、上から2行目のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計が422万4,000円、中ほどの県営国民宿舎特別会計が1億5,241

万2,000円であります。

それでは、主な事業について御説明いたします。

資料の49ページを御覧ください。

上から2つ目、(事項) 県営宿泊休養施設改善対策費1億8,462万4,000円は、説明及び事業名欄の1の県営国民宿舎特別会計繰出金として特別会計に繰り出す経費のほか、2、えびの高原荘等の給水施設の管理に関する経費でございます。

次に、1つ飛びまして、(事項) 観光・MICE誘致促進事業費1億1,195万4,000円については、説明及び事業名欄の1、県観光協会の運営費補助でありますとか、2の「MICE強化事業」として、開催経費の支援等を行うものでございます。

次に、資料の50ページを御覧ください。

一番上の(事項) 観光交流基盤整備費2億1,415万5,000円でございます。

こちらは、説明及び事業名欄の1の「魅力あふれる観光地域づくり事業」として、地域をけん引する観光人材の育成や、市町村等が実施する観光地域づくりに要する経費の支援や、3の「宿泊業の生産性・サービス向上支援事業」として、宿泊施設のDX化や高質化を支援するものであります。

また、5の新規事業「宿泊業人材確保対策事業」につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

一番下の7、改善事業「みやぎき観光情報発信強化事業」につきましては、本県の魅力を県公式観光サイトやSNS等で発信するとともに、観光客の利便性の向上を図るため、県公式観光サイトにチャットボットを導入するものであります。

次に、(事項) 県外広報対策費1億1,219万1,000円でございます。

こちらは、説明及び事業名の欄の1の改善事業「推し活で日本のひなたプロモーション事業」、4の新規事業「2025大阪・関西万博でMIYAZAKIの魅力PR事業」につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

続きまして、資料の51ページを御覧ください。

(事項) 国内観光宣伝事業費2億2,751万4,000円でございます。

こちらは、説明及び事業名の欄の3の「日本のひなた宮崎県」国内誘致強化事業」として、観光関連事業者等と連携して、継続的に本県の観光素材等を発信し、旅行事業者の商品造成意欲や旅行需要を喚起することで、県外からの誘客につなげるものであります。

また、5の「宮崎の強みを生かした誘客事業」として、本県観光のさらなる活性化を図るため、食やスポーツ、神話等の本県の強みを生かした誘客対策や観光プロモーションを実施するものであります。

次に、(事項) 国際観光宣伝事業費3億5,995万5,000円でございます。

こちらの主な内容としましては、説明及び事業名の欄の3の「外国人個人観光客誘客事業」として、海外向けSNSでの情報発信や、OTA(オンライン旅行代理店)等と連携したデジタルプロモーションを実施するとともに、ソウル線及び台北線による誘客拡大を図るため、航空会社と連携したプロモーション等を実施するものであります。

また、5の新規事業「インバウンド向け二次交通対策強化事業」につきましては、後ほど事

業概要説明資料で御説明いたします。

それでは続きまして、主な新規・改善事業について御説明いたします。

資料の52ページを御覧ください。

新規事業「宿泊業人材確保対策事業」であります。

まず、予算額は635万円でございます、財源は国庫と一般財源でございます。

この事業は、事業の目的にありますとおり、人手不足により、一部サービスを制限するなどの状況にある宿泊事業者の経営力強化や人材確保の取組を支援することで、観光客の受入れ体制の強化を図るものであります。

次に、事業の概要であります、(1) 事業内容に記載しておりますとおり、まず、①の宿泊事業者の人材確保支援として、県内就職面接会の開催のほか、県内専門学校等で学ぶ外国人材の宿泊事業者へのインターンシップなどの受入れの推進、県内の大学などと宿泊事業者とのネットワーク強化に必要な経費について支援を行います。

また、②の宿泊事業者の経営力等強化として、人材確保・人手不足等の経営課題の解決に向けたセミナーを開催します。

次に、(2) 事業の仕組みであります、①及び②のいずれの事業も県のホテル旅館組合へ補助を行うこととしております。

最後に、(3) 成果指標につきましては、この事業を通じ、県内宿泊業へ30人就職させるとともに、県内宿泊施設の客室稼働率につきまして、現状の令和5年の48.7%を、令和9年に57%まで増加させることを目指してまいります。

事業の期間は、令和9年度までの3年間です。

次に、資料の53ページを御覧ください。

改善事業「推し活で日本のひなたプロモーション事業」でございます。

予算額は3,818万円で、財源は国庫と一般財源でございます。

この事業は、事業の目的にありますとおり、若い世代に浸透しております「推し活」を活用したプロモーションを展開することで、本県の話題化を図り、本県の認知度を高め、観光誘客の増につなげるものであります。

次に、事業の概要であります、(1) 事業内容のとおり、まず、①の推し活を活用したプロモーションとして、本県にゆかりのあるアイドルですとか、アニメ等とコラボした県内周遊企画や、みやぎき大使などが推薦する食や観光の動画制作・配信等を行います。

また、②のみやぎき犬を活用した更なるみやぎきファン獲得プロモーションとして、従来のイベント派遣等に加え、新たにオンラインでのファンミーティングを行うことで、さらなる本県のファン獲得を図ります。

さらに、③の大都市圏で“ひなた”を拡げるプロモーションとして、大都市圏の消費者に宮崎県の魅力を届けるよう、県外での観光や県産品のPRイベント等を実施いたします。

事業の仕組みとしましては、(2)に記載のとおり、民間企業への委託でありまして、(3) 成果指標につきましては、推し活を活用したプロモーションによるSNSの閲覧数につきまして、令和9年に300万回、本県の20代の観光入り込み客数につきまして、推計値であります、令和5年の168万人回から、令和9年には208万人回まで増加させることを目指してまいります。

事業期間は、令和9年度までの3年間です。

ます。

次に、資料の54ページを御覧ください。

新規事業「2025大阪・関西万博でMIYAZAKIの魅力PR事業」でございます。

予算額は3,902万5,000円で、財源は寄附金及び宮崎再生基金でございます。

この事業は、事業の目的にありますとおり、2025大阪・関西万博において九州7県合同で催事出展を行い、九州全体のブランドや本県ならではの魅力を発信することにより、万博の盛り上がりを取り込み、本県への誘客増等につながるものであります。

次に、事業の概要であります。①の九州7県合同催事の準備・運営として、本年9月2～6日に、万博会場内のEXPOメッセで、九州7県で催事出展することとしておりますので、その会場の設営・運営等に要する経費として、7県で構成する実行委員会に支払う負担金であります。

次に、②の本県ブース等での宮崎の魅力発信として、本県の強みである食や観光などをPRするため、本県ブースに装飾や演出を施すほか、本県にゆかりのある著名人を起用した企画を実施するものであります。

事業の仕組みにつきましては、(2)に記載のとおり、①は実行委員会への負担、②は民間企業への委託により行うこととしております。

(3)成果指標につきましては、催事への来場者数につきまして3万4,200人、本県への観光入り込み客数につきまして、現状の令和5年の1,357万人回を令和7年に1,588万人回まで増加させることを目指してまいります。

事業期間は、令和7年度の1年間です。

次に、資料の55ページを御覧ください。

新規事業「インバウンド向け二次交通対策強化事業」でございます。

予算額は4,105万円で、財源は宮崎再生基金であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、インバウンド向けの二次交通対策を強化することにより、外国人観光客の利便性の向上及び誘客促進を図るものであります。

次に、事業の概要であります。①の宮崎空港からの二次交通対策としまして、宮崎空港国際線発着に合わせて、空港と宮崎市内を結ぶバスの新たな運行に必要な経費について支援を行います。

次に、②の県内周遊に係る二次交通対策としまして、外国人観光客専用乗車券「VISIT MIYAZAKI BUS PASS」のデジタルチケット造成や航空会社と連携した販売促進プロモーションに必要な経費について支援を行います。

最後に、③の他県空港からの二次交通対策として、外国人観光客の周遊促進を図るため、鹿児島空港と宮崎県内を結ぶ高速バスの実証運行に必要な経費について支援を行うとともに、鹿児島空港等から県内への二次交通デジタルチケット等の造成・販売プロモーションを実施することとしております。

事業の仕組みにつきましては、(2)に記載のとおり、民間事業者への補助により行うこととしております。

(3)成果指標につきましては、他県空港から県内への二次交通デジタルチケットを令和7年度までに4種類造成するとともに、外国人延べ宿泊者数につきまして、現状の令和5年の

11万6,000人泊を、令和7年に33万人泊まで増加させることを目指してまいります。

次に、資料の56ページを御覧ください。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして御説明いたします。

(3) 商工建設分科会の⑥のとおり、「県公式観光サイトの積極的な情報発信について、より一層アクセス数が増えるよう工夫を重ねながら、継続的に取り組むこと」との指摘要望があったところでございます。

このことに関しましては、県では、昨年公式観光サイト「みやざき観光ナビ」と多言語サイトの「VISIT MIYAZAKI」を全面リニューアルし、本県の観光情報を国内外に広く発信しているところでありまして、効果的な情報発信のためには、これらのサイトの認知度向上を図り、アクセス数を増やしていくことが重要であります。

このため、県や県の観光協会が実施する誘客キャンペーン等において、広告やチラシ等から公式観光サイトに積極的に誘導するとともに、サイト内のページの更新頻度を高くすることでインターネットでの検索結果の上位に表示されるよう取り組んでいるところでございます。

また、県内市町村等と連携し、新しい観光スポットや旬なイベント情報を掲載するとともに、それらの情報を盛り込んだ特集記事の作成等により、魅力的な情報を継続して発信することで、閲覧者の満足度とサイトへの再訪意欲を高めているところでございます。

今後も、公式観光サイトを活用した継続的な情報発信に加え、各種メディアやSNS等も効果的に活用しながら、多くの方に本県の魅力を伝えることができるよう取り組んでまいります。

続いて、特別会計について御説明いたします。

資料の57ページを御覧ください。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。

主なものとしまして、1つ目の(事項) 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費313万6,000円ですが、これは、アイススケート場の運営に要する経費でありまして、スケートリンクやその機械設備の維持補修等に要する経費であります。

次に、資料の58ページを御覧ください。

県営国民宿舎特別会計でございます。

主なものとしまして、(事項) 国民宿舎「えびの高原荘」運営費1億1,998万7,000円でございます。

こちらは、説明及び事業名欄の1の空調やエレベーター設備改修等を行う施設維持費でありますとか、3の火山活動影響等による収入減少補填補助金などであります。

次に、(事項) 国民宿舎「高千穂荘」運営費3,154万7,000円でございます。

主なものとしましては、説明及び事業名欄の1の各種設備を制御する中央監視盤の更新等を実施する施設維持費であります。

○渡邊スポーツランド推進課長 当課の令和7年度当初予算について御説明いたします。

資料の59ページを御覧ください。

令和7年度の当初予算額は、一番上の行、左から2列目の欄になりますが7億989万6,000円となっております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

次の60ページを御覧ください。

上から2番目の(事項) スポーツランドみや

ざき推進事業費 6億3,651万5,000円であり
ます。

4の「スポーツランドみやざき誘客推進事業」として、本県へのキャンプ・合宿の誘致セールスやアマチュアスポーツの合宿等に要する経費の支援、5の「スポーツランドみやざき全県展開事業」として、大規模スポーツイベントや大会開催等の支援を実施するほか、11の「市町村スポーツ施設等整備強化事業」として、市町村が実施するスポーツキャンプ・合宿の受入れ施設等の環境整備に要する経費の補助を行うものです。

また、8の新規事業「屋外型トレーニングセンター環境整備事業」、10の新規事業「大規模合宿・キャンプ等受入体制整備事業」、14の「ツール・ド・九州開催事業」、15の新規事業「国際テニス大会誘致事業」については、事業概要説明資料にて御説明いたします。

61ページを御覧ください。

新規事業「屋外型トレーニングセンター環境整備事業」であります。

屋外型トレーニングセンターは、令和5年4月から供用開始し、この3月末で丸2年が経過することとなります。

この間、これまでの運用や利用者の声から、課題も見えてきておりまして、今般、これらの課題を解決する環境整備事業を実施することとしております。

予算額は1億800万円で、財源は日本一プロジェクト基金と県債となっております。

事業の目的に掲げていますとおり、これらの整備実施により、「スポーツランドみやざき」のブランド力をより一層向上させ、キャンプ・合宿の延べ参加人数を増加させるものであります。

次に、事業の概要ですが、(1)事業内容は、3つの改修工事を実施する予定としております。

1つは、観客席設置工事となります。本施設では、これまで春季キャンプ時には、仮設の観客席を設置して対応してはりましたが、来年度以降、常設の観客席を整備したいと考えております。

次に、あずまや等設置工事となります。本施設東側の多目的グラウンドは、日陰となる休憩スペースがないため、利用者から日陰が欲しいとの要望があり、熱中症防止等、利用者の安全面を考慮し、あずまやを整備することとしております。

最後に、駐車場整備工事となります。現在、本施設南側に位置する敷地は、臨時駐車スペースとなっておりますが、過去に、大きなイベント前日に雨が降り、全く使用できなかったことがあったことから、このような不測の事態に備え、臨時駐車スペース西側の一部を確保できるよう改良いたします。

成果指標ですが、今般の事業実施によりまして、本施設利用者数を令和8年度までに3万5,000人まで増加させていきます。

また、最終成果として、春季キャンプ延べ観客数を75万3,347人から、令和8年度までに100万人まで増加させていきます。

62ページを御覧ください。

新規事業「大規模合宿・キャンプ等受入体制整備事業」であります。

本事業は、県総合運動公園でのWBC侍ジャパン宮崎合宿などの大規模キャンプ等が実施された場合の交通輸送対策や誘客対策に関するものであります。

予算額は3,294万円で、財源は国費、日本

一プロジェクト基金と再生基金であります。

事業の目的ですが、これらの対策の実施により、本県への観光入り込み客数を増加させ、スポーツ観光の充実化を図っていきます。

事業の概要の(1)事業内容ですが、2つの事業を実施予定としております。

1つは、「ライドシェア導入事業」となります。一昨年度実施のWBC侍ジャパン宮崎合宿では、駐車場対策のほか、鉄道、バスなどの公共交通機関からの協力も得て交通輸送対策を実施いたしました。

まだ決定ではございませんが、来年3月には第6回WBCの開催が予定されており、宮崎県での合宿実施の可能性は高く、メジャーリーグを含め、日本のスター選手が参加することとなれば、多くの観客が訪れることが予想されます。この場合には、鉄道、バスはもとより、旅客運送力の強化が必要となってきます。

今般、日本版ライドシェアの仕組みを活用するため、タクシー会社が実施する一般ドライバーの研修や資機材の整備等について支援を行うものとなります。

次に、国内外代表合宿受入実行委員会への負担金となります。WBC侍ジャパン宮崎合宿が実施された場合の誘客、交通輸送対策に係る経費を国内外代表合宿受入実行委員会へ負担するものであります。

成果指標ですが、今般の事業実施により、前回より観客数を2万人程度増加し、20万人を目指します。

また、最終成果として、春季キャンプ延べ観客数を75万3,347人から、令和8年度までに100万人まで増加させていきます。

63ページを御覧ください。

「ツール・ド・九州開催事業」であります。

本事業は、ツール・ド・九州の本県開催に要する経費等に関するものとなります。

予算額は8,141万1,000円であり、財源は国費、日本一プロジェクト基金と一般財源、その他開催市からの負担金であります。

事業の目的についてですが、本大会の開催により地域経済の活性化やサイクルツーリズムを推進してまいります。

事業の概要ですが、2つの事業を実施することとしております。

1つは、大会実施のための負担金等となります。これは、2025大会の開催に伴う設営費や選手の宿泊費、また、2026大会の開催に伴うコース設計などの経費をツール・ド・九州の実行委員会へ負担するものであります。

次に、周知広報経費等となります。これは、2025大会開催に係る事前周知、当日のステージイベントの開催や警備などを実施するものであります。

成果指標ですが、本大会開催に伴う経済効果約5億円を目指しております。

また、レースの様子はライブ配信され、コースや観光地などの紹介もあり、こうした中継等を通じて、国内外に情報発信することにより、本県のサイクルツーリズムを推進してまいります。

64ページを御覧ください。

新規事業「国際テニス大会誘致事業」であります。

これは、国スポ・障スポに向けて整備を進めている県総合運動公園の庭球場を活用して、テニスの国際大会を誘致するものであります。

予算額は488万2,000円であり、財源は全額日本一プロジェクト基金であります。

事業の目的についてですが、国際大会を誘

致・開催することで、本県における誘客の増加及び本県スポーツランドのブランド力の向上を図るものであります。

事業の概要の(1)事業内容ですが、2つの大会をターゲットとして誘致を進めてまいります。

まず、男子の国際大会についてターゲットとする大会は、ATPチャレンジャー大会を想定しており、これは男子プロテニスツアーの下部大会で、世界ランキング50位以下の選手が中心に出場する大会となります。

また、女子の国際大会についてターゲットとする大会は、ITF国際大会を想定しており、これは女子プロテニスツアーの下部大会で、世界ランキング200位以下の選手が中心に出場する大会となります。

なお、いずれの大会におきましても、開催に必要な選手の交通費や宿泊費、会場設営費などの事業費は、企業などからの協賛金を充てる予定であり、その協賛金を確保するための活動費となります。

事業の仕組みについてですが、大会誘致のための誘致部会の事務局を担う県観光協会へ誘致活動費として補助し、今後大会の誘致と併せ、協賛企業の獲得に向けて取り組んでまいります。

成果指標ですが、国際大会2件を誘致し、今後開催等を通じ、テニスの聖地としてのブランド力の向上を目指してまいります。

○児玉国際・経済交流課長 資料の65ページをお願いいたします。

当課の令和7年度当初予算額は、左から2列目の欄にありますとおり8億8,830万3,000円をお願いしております。

それでは、主な事業を説明いたします。

資料の66ページでございます。

まず、1段目の(事項)海外渡航事務費8,056万9,000円でございます。

これは、パスポートに関する発券業務、申請窓口運営などに要する経費であり、主に会計年度任用職員の人件費でございます。

次に、2段目の(事項)国際交流推進事業費1億5,817万2,000円でございます。

まず、5の「多文化共生地域づくり推進事業」3,133万円は、県民と外国人住民が共に地域の一員として協力し合う多文化共生の地域づくりを推進するため、普及・啓発事業や外国人住民への支援を行うものであります。

次に、9の「外国人材受入環境整備事業」4,094万1,000円は、外国人住民等が安心して暮らせるように、日本語教育の実施に要する経費や、生活全般の情報提供や相談対応を多言語で行う外国人サポートセンターの運営に係る経費などです。

次に、11の「宮崎県人会活性化・ネットワーク化事業」1,300万円は、令和5年度に開催した県人会世界大会開催を契機に、県人会の活性化や県人会と本県施策のなお一層の連携等を図るための経費でございます。

次に、67ページを御覧ください。

1段目の(事項)貿易促進費1億1,403万9,000円でございます。

まず、1の「みやざき海外拠点運営強化事業」3,851万1,000円は、上海と香港の海外事務所の運営経費や現地の情報収集等に係る事業活動に要する経費でございます。

次に、6の新規事業「「MADE IN MIYAZAKI」海外マーケット開拓事業」は、後ほど説明いたします。

次に、(事項)県産品販路拡大推進事業

費3億3,516万4,000円であります。

まず、1の「県産品振興事業」1億6,159万1,000円は、宮崎及び新宿のアンテナショップの維持管理などに要する経費であります。

次に、4の「県産品PRイベント・フェア展開事業」5,164万9,000円は、首都圏や関西圏で実施する物産展やバイヤー等を県内に招聘し開催する商談会、また、県外の展示商談会に出展するための経費などあります。

次の5の「大阪・関西万博を見据えた県産品魅力発信強化事業」については、後ほど説明いたします。

次に、7の新規事業「県産品消費拡大イベント支援事業」180万円は、宮崎県菓子工業組合が全国菓子博覧会に出展するための経費や県の酒造組合が行う取組に対しまして補助を行うものであります。

それでは、68ページを御覧ください。

新規事業「MADE IN MIYAZAKI海外マーケット開拓事業」について説明いたします。

予算額は2,400万円、財源は国庫及び一般財源でございます。

この事業は、目的にありますとおり、事業者の海外展開や市場開拓をワンストップでサポートするため、「みやざき海外ビジネスサポートデスク」を配置するとともに、本県が強みを持つ品目の輸出促進を図り、県内事業者を支援するものであります。

事業内容として、①の「新市場開拓事業」では、新たな市場開拓や現地ビジネスに関する相談等を行うサポートデスクを試行的に配置し、令和9年度までの間に事業者ニーズに対応した戦略的なサポート体制を構築しようとするものであります。

配置場所としては、北米、アジア、欧州または中東など、3か所程度を考えております。

次に、②の「重点品目輸出促進事業」については、焼酎や発酵食品などのように、本県が強みを持つ商品について、重点的に支援するものであります。

(3) 成果指標については、記載のとおり、サポートデスクの利用件数やサポートデスクを通じて開拓された案件を目標値に掲げております。

事業年度は、令和9年度まででございます。

次に、69ページでございます。

「大阪・関西万博を見据えた県産品魅力発信強化事業」であります。

予算額は3,346万6,000円、財源は宮崎再生基金でございます。

この事業は、目的にありますように、来月4月から開催されます大阪・関西万博について、関西圏の経済活力を取り込むため、各種事業の展開により、県産品を「知る」「見る」「買える」機会の創出を通じた県産品の認知度向上、販路拡大を図るものであります。

なお、当事業は、令和5年度から実施しておりますが、万博が開催される来年度を事業の集大成として、引き続き取り組んでまいります。

事業内容につきましては、①の県産品ポップアップショップの出店では、昨年7月にJR大阪駅に隣接する商業施設にオープンしました「みやざき館KONNE KITTLE大阪店」の出店や9月に万博会場で行う九州7県合同催事への出店を行います。

なお、KITTLE大阪につきましては、当初、今年7月までの1年間の契約となっておりますが、現在、出展延長について運営者と協議を行っているところでございます。

次に、②につきましては、テレビ番組等とのタイアップや関西の本県ゆかりの店と連携し、スタンプラリー等を行います。

また、③では、関西で行われる大規模商談会へ出展し、関西圏での販路開拓を目指す県内事業者を支援いたします。

(3) 成果指標は、記載のとおり、ポップアップショップの来店者数及び成約額を目標に掲げております。

事業年度は、令和7年度まででございます。

最後に、70ページを御覧ください。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況でございます。

記載のとおり、「県産品のPRや観光誘客等の各種施策において、宮崎県人会世界大会の開催により再認識できた県人会のネットワークを生かした取組を検討すること」との指摘要望をいただいたところでございます。

この件につきまして、令和5年10月に実施した宮崎県人会世界大会の成果を踏まえながら、県人会同士や県人会ネットワークを継続した取組は大変重要であると認識しております。

このため、県では、今年度県人会で次世代を担う人材を本県へ招聘し、県人会同士、また、県、経済界、それぞれと意見交換を行い、活動事例を共有したほか、県人会が実施する現地イベント等へ活動支援を行っているところであり、令和7年度も宮崎県人会活性化・ネットワーク化事業を実施し、今後とも県人会や関係機関等とも連携しながら、しっかり取り組んでいくこととしております。

○山下委員長 執行部の説明は終了しましたが、間もなく正午になりますので、暫時休憩して、午後1時から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後0時56分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

午前中に、観光推進課、スポーツランド推進課、国際・経済交流課の予算議案についての説明をしていただきましたので、それに対して質疑があればお願いいたします。

○安田委員 資料61ページの屋外型トレーニングセンター環境整備事業の観客席とあずまや設置のことなんですけれども、昨日知事のほうに、森林林業活性化促進議員連盟のほうで森林・林業活性化研究委員会の報告書を提出したところでございます。その中で、ぜひこのトレーニングセンターの観客席を木造で造っていただきたいということを要望したところでございます。木造で造ることができるのか、回答をお願いいたします。

○渡邊スポーツランド推進課長 まず、あずまやについてですけれども、県産材活用促進の観点から、県産材でできないかを検討しております。ただ、利用者等からの話を聞きますと、日よけのスペースになると同時に、あと資機材を運び込む必要がありますことから、できるだけ柱を少なくする必要があるということで、カーポートのようなイメージになると考えております。

そして、委員より質問のございました観客席についてですけれども、海沿いに所在しているということから、塩害の影響を受けること、屋根がなく、雨とか風の影響を大きく受けることから、ランニングコスト等を考えまして、今のところアルミ製で考えているところです。

○外山委員 少し意見が違いますが、今、県産材を使うことは非常に大事であるとは思いま

す。

しかし、その物によって、木材が果たして合うのか合わないのか、あと場所と競技内容です。これはいい悪いは別で、例えば野球場のスタンドが木材だったら、雨ざらしでどんどん古くなる。ところが、コンクリートあるいはプラスチックならば、それなりに掃除も簡単です。要は県産材を使うことは、傾向的に悪いことではないけれども、何でもかんでも県産材というのではなく、個人的には、やはり必要なものに使った方がいいと思います。

例えば、海の近くのラグビー場の観客席に木を使ったら、すぐ白茶けたり、日に当たって壊れたりするので、やはりそれなりにきちんとしたものがいいような気がします。その辺をよく考えないといけない気がします。

日南市にあるウッドデッキができたときは格好もよく、すごくよかったですよ。ところが、今になると、接続面が浮いたりとか、少し足元がおぼつかないとかあるので、その辺を考えられたほうがいいと思うんです。やはり何でもかんでも木を使えばいいというものじゃないような気もしています。宮崎県の造林日本一とかの流れに反するから、あまり声高には言えないけれども、じゃあ自動車も木で造ったらいいのかという話になる。極端なことを言えば、宮崎交通のバスを県産材で造るとか、こういう話になります。

○安田委員 真っ向からの反対意見で、日本一生産量を誇る宮崎県でありますので、ある程度はアルミ製でもいいと思います。

でも、座るところを木で造ったりとか、あずまやの屋根の部分に木を使ったりして、しっかりとそういうところを工面して、人から見て、木が使われていることが分かるようにしっかりと

とやってもらいたいと思います。

丸山会長がしっかりと知事のほうに昨日伝えておりましたので、そのことも伝えておきたいと思います。

○渡邊スポーツランド推進課長 御指摘ありがとうございます。利用者の利用状況やランニングコスト、あと耐用年数とか、あらゆる面を考慮した上で検討させていただきたいと思っております。今、あずまやについては、県産材での木造で検討しているという状況でございます。

○外山委員 問題は観客席ですね。

○安田委員 女子ゴルフのアクサレディスの中は木造で造られてきますので、ぜひそういうところも何か検討の一つとしていただきたいと思います。

次に、資料62ページの日本版ライドシェアですけれども、これは、キャンプの開催期間中だけのライドシェアなのかお聞きします。

○渡邊スポーツランド推進課長 今考えておりますのは、このWBCの期間での活用となります。

○安田委員 資料55ページの「インバウンド向け二次交通対策強化事業」の事業内容の②、路線バス1日乗り放題の利用ですが、バスの乗り方が分かる外国人の方がいるのでしょうか。どこに行く目的で調べていくのか。私たちもバスに乗る機会がありませんけれども、ここから青島に行けと言われてたら、なかなか行くことができないかもしれないですね。そういうことを考えると、どのような対策方法を持っているのか、お聞きをいたします。

○北園観光推進課長 この「インバウンド向け二次交通対策強化事業」につきまして、②に書いてあります県内周遊に係る二次交通対策「V

ISIT MIYAZAKI BUS PASS」ですけれども、11か所で対面販売のみで現在も紙ベースで販売しているところなんです。これをインターネットで、多言語で見られますので、そのほうで活用方法については利用できるということで、それに乗車券もデジタル化しまして、割安で販売することで、インターネットでいつでも購入して、利用・決済ともスマホで完結するような形で、一回一回現金での支払いじゃなくて、バスに乗ってそのまま利用できるということです。外国人に分かりやすい形で、事業者と一緒に周知してまいりたいと考えております。

○安田委員 何人ぐらいの外国人の利用を目標にしているのか、お伺いいたします。

○北園観光推進課長 この600万円の内訳ですけれども、チケット造成に100万円、航空会社とのプロモーションで500万円ということで設定しております。

チケット造成100万円というのが、現在、2,000円で販売しているチケットを1,000円割引きます。割引原資は県と交通事業者で折半するため、県としましては1枚当たり500円負担するというので、1万人の利用で想定しているところです。

○安田委員 なるべく多くの方々に利用していただくようお願いいたします。

○本田委員 資料52ページの「宿泊業人材確保対策事業」ですけれども、県として、今、宿泊事業に対してどれぐらいの人が足りていないのかというのを、仮説でもいいのですが持っていないらっしゃいますか。もし、持っていないらっしゃれば、どれぐらいなのかをお聞きしたいと思います。

○北園観光推進課長 雇用動向調査によります

と、何人というわけじゃないですけども、宿泊業の未充足求人数としては、19産業の中で3番目に多いということになっております。

県のほうでアンケートをしたときも、21.7%の事業者が人手不足のため、ピークのときでも部屋数を制限しているという現状がありますので、こういった事業で支援しまして、人材確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○本田委員 ちゃんと聞き取れなかったのですが、何人とおっしゃったんですか。

○北園観光推進課長 11月にアンケート調査を行ったんですけれども、そのとき、70社から回答いただいて、正社員の総数が81名不足ということでした。全体の事業者のうち21.7%がそういった人手不足のために、部屋を制限しているということになっております。

○本田委員 そうすると、正社員が400人ぐらい足りないということですね。

それと、この30人の成果目標ですけれども、累計でということなんですか。どういう根拠をつけられたんでしょう。

○北園観光推進課長 他県の実績ですとか、他部局で同様の事業を行ったものを参考にして算出しております。

具体的に言いますと、想定なんですけれども、面談会を通じた就職者数を年6名と、インターンシップとか、セミナー受講企業での就職者を年4名、合わせて年10名の3か年で30人ということで算出しております。

○本田委員 やはりここがスポーツ観光を含めて、観光の核になると思っています。

あと、ツール・ド・九州もそうですけれども、宿泊場所が足りないという話も聞いたりしていて、要するに正社員で400名足りないということなので、パートとかも入れると、全然足り

ていない状態だと思います。

他の産業もそうなので難しいと思いますが、現状に合った目標を立てていただいたほうがいいと感じます。無理な目標は立てられないのかもしれないんですけども、ある程度しっかりした根拠に基づいて、現状に合わせて目標を立てていただいたほうがいいと感じました。

資料56ページなんですけれども、みやざき観光ナビです。旬ナビからみやざき観光ナビに変えられたのが去年だと思いますけれども、現状の進捗というか、どれぐらいの方が訪れていらっしゃるのか教えてください。

○北菌観光推進課長 リニューアルが令和6年2月14日ですけれども、その前年が336万ページビューに対しまして、令和6年3月から令和7年2月の1年間で約557万ページビューということで、アクセス数自体は166%に向上しているのが実態です。

○本田委員 このサイトは、旬ナビの時から割と注目されていて、県のホームページの中で言うと、アクセスが多く、その部門の中でもしっかり取組をされていると感じておりまして、ますますこういうものの横展開ができるといいのかなと思っています。そういう対策とかも含めて、もっと取組を進めていただくとよろしいかなと思います。

○外山委員 資料62ページ、安田委員が言われたライドシェアの問題も含めてですが、非常にライドシェアは難しいんですけれども、294万円の事業費補助はどこに補助するんですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 補助先につきましては、タクシー協会への補助を考えておりまして、内容としましては、タクシー協会のほうで実施する研修の費用ですとか、資機材、メーター、無線機などを補助の対象として考え

ているところです。

○外山委員 それにしては、実は290万円では何にもできないですよ。あと、現在、誰でも一種免許でタクシー業務ができるという触れ込みですけれども、宮崎県においては、各社2台ぐらいまで空いている車両を使って、例えば経理事務をしている、あるいは集金業務をしている社員でも運転してお客さんを運べるというのが宮崎版ライドシェアなんです。

問題は、ひなたサンマリスタジアム宮崎と宮崎観光ホテルの間であれば、固定的に3,000円と決めておいて受けられますけれども、例えば、今週日曜日の9時に宮崎観光ホテルに来てくれと電話があり、どちらに行かれますかと聞いたら、西都市の博物館に行くんだと言った場合、料金が幾らかかるか分からないでしょう。その場合、グーグルマップで距離と値段を出して、その値段を掲示して、これによければやるそうです。物すごい手間がかかるのよね。

だから、まだ現実的にはなかなかできる状況ではないです。東京都みたいに、出発点と目的地を入れれば料金もぼんと出てくるのではなくて、タクシー会社が値段を提示をして、その値段によければライドシェアで行くというようになっているので、まだ途上なんですけれども、非常に難しいんですよ。

だから、僕も業界で言いますけれども、協会に聞いたら実績はまだ全くないそうです。

ただ、これに取り組まないと、国の流れに乗っていかないので、タクシー業界は始めているんですけれども、非常に難しいですね。

だから、まだまだ取りあえずこの形でやってみようと、徐々にうまくいく方向に変えていこうという考えなんです。答えが難しいですかね。

○渡邊スポーツランド推進課長 今回実施する内容としましては、シャトルバスのタクシー版のようなイメージで考えているところでして、例えば総合運動公園から宮崎駅までなど、その起点と終点を設定した上で、定額料金で運行してもらおうようなことで考えているところです。

○外山委員 そうですね。それも、何台までという台数に限界があるでしょう。

○渡邊スポーツランド推進課長 侍ジャパンの合宿で、どのような選手が来られるかによって必要な台数等も変わってくると思いますが、聞いているところによりますと、200台ほど未稼働の台数があるということですので、こちらを中心に活用させていただくことになるかと考えているところです。

○外山委員 分かりました。

あと、少しずれますけれども、これはいい悪い別として、宮崎交通が行っている高齢者を対象にした100円バスについてです。

これは、例えば宮崎市から日南市に行っても100円、日南市から宮崎市に行っても100円、利用者は高齢者だけで、もちろん、高齢者に対してのサービスの一環ではあるんだけど、全然使わない若者は関係ないです。使う世代を安くして、県が補助をして、今日の新聞で、宮崎交通は実績が伸びたと表彰されていました。私の考えでは何かおかしい気がします。なぜ100円バスなのか、どこまで行っても100円というサービスを、やはりしないといけないのか。会社がそれで立ち行けばいいけれども、結局立ち行かないから県が補助するわけでしょう。何かおかしい気がしないでもないです。

○佐野観光経済交流局長 今、宮崎交通がやっ

課が所管でやっているところでございまして、もともと始まった経緯が物価高対策に向けた高齢者対策の一環でもあって、コロナ禍後に始めたというものです。基本的にはこの3月末までで終わると聞いているところですが、その後は宮崎交通の自走というところで、1区間200円という値段は変わりませんが、今、私が聞いているのは初期登録に1万円かかるそうです。そこについて、今後県が支援するのかどうかというところでございます。

ですから、委員から御意見をいただいた若者については、学生のところはどうしても学割というか、通学定期がかなり安くなっているものですから、そういったところも考慮して、今のスキームをつくったと考えているところが1点です。また、県としては、タクシーが今後いかに重要かということは十分考えているところでして、今、バスの運転手については大型二種免許の取得がなかなか難しいというところと、今後の人口減少社会を考えると、ワンボックス車で多頻度の需要が高まってくると大型は要りませんので、タクシーの利便性は非常に上がってくると思います。県内各地域のタクシー会社にはいろいろ厳しい御事情もお聞きしていますけれども、県のタクシー協会ともいろいろ御相談しながら、先ほどのライドシェアもそうですが、十分協働して、今後やっていけるように取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○外山委員 いずれはそうなるんでしょうね。

ただ、一営利民間企業として、宮崎交通のやり方が補助ありきというところに立っているのであれば、やはり間違いだと思います。仮に補助がなかったら100円、200円でやっていけるわけがないので、頭から補助を見越しての計画だ

から、微妙ですよ。

一番使うところに恩恵があるのはいいけれども、安過ぎるように思いますので適正料金で商売しないといけない気がします。

○本田委員 資料67ページの物産振興費のところの1の「県産品振興事業」は福岡県と東京都のKONNEになるとと思いますが、約1億6,000万円の内訳というか、どういってお金の使い方をされているのか。もちろん、物産貿易振興センターが絡んでいる話なので、県が把握されているのかどうか分からないですけれども、そこをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○児玉国際・経済交流課長 1億6,100万円余の使い道でございます。こちらにつきましては、まず新宿みやざき館KONNEの維持管理で、光熱水費とか借上げ料を含めまして合計1億1,000万円、あと県職員の事務費が大体旅費等を含めて200万円、これも事務費ですけれども、県産品指導ということで180万円ほどありまして、あと県職員を派遣しておりますので、職員宿舍関係の委託分も約300万円ほどございます。主に、新宿みやざき館の家賃がほとんどでございます。

○本田委員 これは過去から大きくは変わっていないんですけど。

○児玉国際・経済交流課長 新宿みやざき館の家賃は、相手方の小田急電鉄との交渉によりまして、何年か置きに更新しておりますので、当初は約5,000万円ほどでございましたけれども、現在が1億1,000万円という形になっております。

○本田委員 あと、物産貿易振興センターの余剰金があったものをどんどん取り崩していらっしゃるということですが、その財務の状況というのはどういった状況でしょうか。

○児玉国際・経済交流課長 まず、売上げにつ

きましては、新宿も宮崎も大幅にコロナ禍前までに回復しておりますので、売上げは改善しておりますが、一方で、委員がおっしゃったように、過去ブームがあったときに積み立てたお金を使っているところがございます。収支的には、昨年までは若干の赤字でございましたけれども、今年度は何とかプラスマイナスゼロぐらいになる状況でございます。

○本田委員 東京都の在京人からすると、非常にあってうれしいところなので、ぜひとも収支をうまく見ていただいて、継続していただくようお願いしたいところです。

○日高委員 資料69ページなんですけれども、(1)の②です。関西の宮崎県ゆかりの店への誘客を促すデジタルスタンプラリーということですが、これはどういった方を対象にされる事業でしょうか。

○児玉国際・経済交流課長 関西圏におきまして、大阪府、京都府、兵庫県に、大体60店舗ほどの宮崎ゆかりの店がございます。いろいろな県人会の方にももちろん紹介しますし、その方からの紹介というような形で使っていただいて、スタンプラリーをするもので、もちろん宮崎県とゆかりのない方でも対象としているところでございます。

○日高委員 外国人は対象ではないということですね。

○児玉国際・経済交流課長 日本人も外国人も、そこは区別なく対象という形にしております。

○日高委員 この万博というのは、東京オリンピック以来の大きな国際イベントです。350万人以上を日本に引っ張ってくるという機会はなかなかないと思うので、今回九州7県合同開催ということで、本当にとんがっていただきたい。

PRブースというのは、全部見て、あんまり変わりがないと、食材や観光地が出てという感じですけれども、宮崎県ならではのものをぜひつくっていただきたいと思います。今は時期的にも難しいのかもしれないですけど、これは前の「MADE IN MIYAZAKI」の開拓事業にもしっかりとつながっていくところだと思いますし、宮崎を検索すると、宮崎駿しか出てこないという状況なので、世界の宮崎駿とうまく連携して何かできたりとか、宮崎県に行きたいという、何かここをもう少し力を入れてやっていただきたいという思いがあります。せっかく350万人いらっしゃるの、もちろん専門家の方の力を得たりしながら、ぜひしっかりとPRを行っていただきたいという要望でございます。

○北園観光推進課長 万博につきましては、資料54ページにも記載がございます。目標1,400万枚の前売り券に対して、3月5日現在で、実績800万枚ちょっとで、目標の58%ぐらいしか売れていないとかいう報道もありますけれども、万博は委員がおっしゃったとおり、世界から注目されている国を挙げたプロジェクトでもあります。

県としては、これを絶好の機会と捉えまして、先ほどお話もありましたとおり、本県のブースについては県産材を使用した装飾ですとか、県の強みであります食ですとか、スポーツとか、先ほど説明いたしましたとおり、著名人を使ったPRトークライブとか、とにかくなるべくとがったような形で、これから企画を詰めてまいりたいと考えております。

○日高委員 もし、ポスターとかの規格とかがなければ、全国で一番大きいポスターを作っていただくとか、何かそういうものをぜひ考えて

いただきたいと思います。

○本田委員 ツール・ド・九州についてなんですけれども、以前、関係する団体との連携をということでお願いをしていたかと思いますが、10月に開催されるということで、何らかの進捗があったのかお伺いします。

○渡邊スポーツランド推進課長 大会の成功に向けまして、現在、いろいろ進めていっているところなんですけれども、まず、共同開催県である大分県と部長をトップとした推進委員会を立ち上げまして、その下に宮崎県と大分県、それぞれで警察等も含めた関係機関で構成する部会を設置します。

そして、その部会の中に実動部隊として、機運醸成のためのグループですとか、あと交通規制等対策のためのグループをつくって進めていく予定です。当然そのグループの中に競技団体ですとか、延岡観光協会も含まれています。そういったところも含めて、今後協議を深めていく予定としております。

○本田委員 宮崎県自転車競技連盟は、結構積極的に活動をされておりまして、前回参加して、ロードレースの第5戦の確認をしてきたんですが、積極的にやって、いろんなノウハウを持たれていると思っておりますので、そういったところも巻き込んでほしいと思います。そうはいっても、国民スポーツ大会もありますので、いろいろとさまざまな事情があるかと思いますが、しっかりした取組をお願いしたいと思います。あと経済効果5億円ということですが、どう考えても、ゴールのほうは経済効果が出ると思っております。

県が設計するのではないかもしれないですけども、県としてどういう設計をされたほうがいいのか考えていらっしゃるのであれば、教えて

いただければと思います。

○渡邊スポーツランド推進課長 委員の御指摘がございましたとおり、恐らくゴールである佐伯市のほうに観客は集まるのかもしれませんが、現在、延岡市のほうでスタート地点での出展ですとか、イベントですとか、あと途中にパブリックビューイングをつくりまして、応援ステージを設けたりといったことをこれから考えていくことになると思いますけれども、これに関しましては、延岡市のほうとも十分協議していきたいと考えております。

○本田委員 知事も積極的にいろんなところでお話もされている競技になるかと思えます。今後も発展性があるのではないかと思いますので、ぜひとも経済効果のところもしっかり追いかけていただくようお願いしたいところであります。

○山下委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で第2班の予算議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時31分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

次に、特別議案の説明をお願いいたします。なお、委員の質疑は、全ての課の説明が終了した後をお願いいたします。

○塩田商工政策課長 特別議案について御説明いたします。

資料の71ページを御覧ください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。計量検定所が

実施する計量器の検定及び検査に係る手数料につきまして、人件費や物価高騰等の状況を考慮し、手数料額の改定を行うものであります。

2の改正の内容であります。計量器の検定及び検査に係る手数料につきましては、処理時間当たりの人件費や物件費、減価償却費等の経費の合計で算定しております。

今回、人件費単価や消費者物価指数の上昇を踏まえた算定を行ったところ、一部の手数料において、現行手数料を上回るものがあつたことから改定を行うものです。

72ページを御覧ください。

一覧表にありますとおり、特定計量器検定手数料、車両等装置用計量器装置検査手数料及び特定計量器定期検査手数料について改定を行い、施行期日を令和7年4月1日としております。

○鍋島企業振興課長 続きまして、企業振興課の一部改正について御説明いたします。

73ページを御覧ください。

1の改正の理由であります。工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センターの機器にかかる使用料及び手数料につきまして、機器の新規導入などに伴う改正となります。

2の改正の内容は、(1)の使用料額の一部を改定するものが合わせて249件、(2)の手数料額の一部を改定するものが合わせて15件で、3の施行期日は令和7年4月1日からとなります。

74ページを御覧ください。

改定する項目は議案書にございますが、その中から主な項目を抜粋し御説明いたします。

まず、使用料につきまして、①の使用料の新設であります。分取用クロマトグラフィーシ

システムをはじめ、新たに導入した3機器について使用料を新設いたします。

その右側、②の使用料の変更であります。電磁波解析ソフトウェアをはじめ、更新した3機器について使用料を改定いたします。

また、左下側、③の使用料の変更は、光熱水費の変動や機器に必要な材料、消耗品などの高騰に伴い222項目を見直し、1項目当たり5円から1,325円の増額となります。

その右側、④の使用料の削除は、処分する押出成形機など21機器について、項目から削除いたします。

続きまして手数料であります。①の手数料の変更は、使用料と同じく光熱水費の変動などに伴い13項目を見直すもので、1項目当たり10円から1,805円の増額改定となります。

その右側、②の手数料の削除は、処分する放射線量測定機器について、項目から除外いたします。

○北葦観光推進課長 同じく、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明します。

資料の75ページを御覧ください。

この条例改正は、1の改正の理由に記載のとおり、県営国民宿舎及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の使用料について、物価高騰等の状況を踏まえ、使用料額の改定を行うものであります。

2の改正の内容であります。消費者物価指数等に基づき、県営国民宿舎の使用料額につきましては25%、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の使用料額については20%の引上げを行います。

全ての改定項目につきましては議案書に記載しておりますが、ここでは、その中から主な項

目を抜粋して御説明いたします。

まず、県営国民宿舎の宿泊使用でございます。

和室8畳室を2人以内で使用する場合、大人1人の使用料が、改正前は6,145円であったところ、改正後は7,680円に引き上げます。また、年末年始やゴールデンウィークなどの繁忙期につきましては、使用料を加算することとしておりますが、この加算額につきましても、欄外上にあります米印に記載のとおり、改正前は大人が560円であったところ、改正後は700円に引き上げます。

次に、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設でございます。

アイススケート場の専用使用でない場合の使用料について、改正前は大人が1,040円であったところ、改正後は1,250円に引き上げます。

最後に、3、施行期日ですが、令和7年4月1日となります。

○渡邊スポーツランド推進室長 同じく、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明します。

資料の76ページを御覧ください。

この条例改正は、1、改正の理由に記載のとおり、屋外型トレーニングセンターの使用料について、昨今の物価、光熱水費高騰の状況を考慮し、使用料額の改定を行うものであります。

2の改正の内容であります。現在、各施設に設定している使用料を、消費者物価指数に基づき、7.9%引き上げるものであります。

主な改正項目につきましては、例えば表の1行目、サッカー・ラグビー場の4時間までを改正前4,760円から改正後は5,130円に、2行目、4時間を超え8時間までを改正前9,520円から改正後は1万270円に引き上げます。

なお、以下の改正内容を含め詳細につきましては、次の77ページに一覧表がございますので、後ほど御確認をお願いします。

3の施行期日ですが、令和7年4月1日となります。

○北園観光推進課長 議案第34号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

資料の78ページを御覧ください。

先ほど、県営国民宿舎及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の使用料の改定について御説明したところですが、これらの施設は指定管理制度を導入し、利用料金について指定管理者の収入とする利用料金制を採用しており、公の施設に関する条例に定める利用料金につきましても、同様の理由で改定を行うものでございます。

2の改正の内容につきましても同様であります。公の施設に関する条例では、利用料金の上限額を定め、それ以下の金額で指定管理者が設定することとしているため、先ほど御説明した使用料及び手数料徴収条例の繁忙期の額で上限額を設定しております。

最後に、3の施行期日ですが、こちらも同じく、令和7年4月1日となります。

○渡邊スポーツランド推進室長 議案第34号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について御説明します。

資料の79ページを御覧ください。

先ほど、屋外型トレーニングセンターの使用料の改定について御説明したところですが、これらの施設は指定管理制度を導入し、利用料金制を採用しているため、公の施設に関する条例に定める利用料金につきましても、同様の趣旨で改定を行うものであります。

2の改正内容についても同額であります。公の施設に関する条例では、利用料金の上限を基準額として定め、指定管理者の裁量で決定できるようにするため、先ほどの改定額以下として設定しております。

一番下の3の施行期日につきましても、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」と同様に、令和7年4月1日となります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案について質疑はありませんか。

○松本委員 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について、それぞれにお尋ねしたいことがあります。

まず、商工政策課へ資料72ページの確認ですが、ここに上がっていない表の金額等が別表にあると思いますが、これに上がっていないものは据置きということよろしいでしょうか。

○塩田商工政策課長 上がっていないものについては、据置きということになります。

○松本委員 それでは、資料72ページにある、一番下の特定計量器の分は、額は別として上げ幅からすると、かなり大きいように感じますが、この点について御説明いただけないでしょうか。

○塩田商工政策課長 今回の算定に当たりましては、国のほうが算定の方法を示しております。具体的には、検査とか検定に係る処理時間当たりの人件費とか物件費、それに機器を導入した場合には、減価償却費を足して算定するという形になっております。その算定式に当てて計算したところ、このような金額になったということでございます。

○松本委員 それでは、大体今回の改定につい

ては、全国的な考え方と認識してよろしいでしょうか。

○塩田商工政策課長 この計量検定所の手数料につきましては、平成12年に地方分権一括法で、県に権限がおりておりまして、各県が人件費等の高騰とかを見ながら改定していくということで、その算定に当たっては、国のほうが算定法を示しているということでございます。

○松本委員 資料74ページの企業振興課の新規に使用料を新設されたものがございますが、この金額となりました根拠を御説明いただけますか。

○鍋島企業振興課長 使用料の設定につきましては、まず、使用する機器の価値、減価償却、機器の使用に要する光熱水費、そして使用する機器の修繕費、それから消耗品費、これらを足し合わせまして、そこに消費税を掛けて1時間当たりの使用料というのを定めているところでございます。

○松本委員 75ページと76ページにも関わりますが、ここでは消費者物価指数に基づきということでありまして。それぞれにお答えいただきたいと思いますが、基づいた上での25%とか7.9%という数字があります。

消費者物価指数の基準でいくと、2020年のものかと思いますが、このパーセントが出てきた幅があること、このことについて御説明をお願いいたします。

○北園観光推進課長 まず、宿泊料の部分なんですけれども、平成8年の改築時に使用料を設定しまして、その後、消費税を反映した見直しのみしか行っていないということで、平成8年の消費者物価指数を100とした場合、令和5年で宿泊料のほうは127.8というような形になりますので、今回25%値上げを行うところであり

ます。

スポーツレクリエーション施設につきましては、平成元年の施設建設時に使用料を設定しまして、その後は同じく消費税を反映した見直しのみ行っておりますので、平成元年の消費者物価指数を100とした場合、令和5年が121.1ということですので、20%引上げを行わさせていただきます。

○渡邊スポーツランド推進室長 屋外型トレーニングセンターの7.9%についてですけれども、当初、料金を設定するに当たりまして、各種施設の令和2年度以前の料金を参考とさせていただいたところでございます。

ですので、令和2年度の状況から物価指数の現在までの伸び率を採用したところ、7.9%としたところでございます。

○松本委員 観光推進課のほうでは、近隣の宿泊施設等もあったと思います。その辺りの類似施設であるとか、その辺りというのは、この金額の率だけではなくて参考にされているのかどうか、その辺りを御説明いただけますか。

○北園観光推進課長 宿泊施設につきましては、近隣のえびの市内の施設のほうも調査しました。

平成8年と比較すると、大体、相場的に約4～5割程度、相当の値上げをしているということですので、その辺りとのバランスも考えて、今回、県営国民宿舎については25%ということ設定しているところです。

○松本委員 それでは、スポーツランド推進課におきましては、いろいろな意味で利用させていただいて、たくさんの方に使っていただくという県の考え方もあります。こういう時期であるから反映させるという考えは分かりますが、少し据え置くことによって、多くの方にもっと利

用を促すことは検討されなかったのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進室長 他県の類似施設と比べたところ同程度の料金設定になっているところ、あと、参考までに申し上げますと、現在トレーニングセンターのほうは、ラグビーの日本代表に多く利用いただいているところですが、福岡県にあるジャパンベースと比べますと、終日、1面利用したときの料金で見た場合ですと、本県のトレーニングセンターは、まだ3分の1から5分の1の料金設定になっている状況でございます。

○松本委員 これは全体に関わることになるかもしれませんが、今回の使用料・手数料が、全庁的に値上げ改定されていると思います。今回の商工観光労働部におかれましては、それぞれにおいて丁寧にやってこられたと思いますけれども、やはり値が上がるというのは非常に厳しいものもあると思いますし、利用を促していくという考え方もあると思います。その辺りの、これまで改定を検討してきた全体の経緯についてお尋ねしたいのですがよろしいでしょうか。

○塩田商工政策課長 今回の使用料及び手数料の改定に当たりましては、多くの県民が利用されるというところもありますので、その改定に当たる算定につきましては、施設の維持管理ですとか、サービスを提供するのに要する費用をしっかりと積算して出す必要があると考えております。当課の計量検定所につきましては、示された算定方法で出すという形でありまして、公の施設につきましては、それぞれ物価高騰分ですとか他県の条例、状況等も見ながら算定をしたところでございます。

料金を上げる過程で、十分利用者の意見を聞いてきたかというところにつきましては、それ

ぞれの各施設を所管するところの対応になりますけれども、基本的には、算定根拠等はしっかりと持った改定を行っていくというところが大事でありますので、その辺はしっかりと、各課のほうで踏まえながら見直しを行ってきたと考えております。

○松本委員 分かりました。改定があって、今後の県民への周知についてどのように取り組まれるか教えてください。

○塩田商工政策課長 今回、条例の改正等になりますので、今議会で議決をいただきましたら、公告だったり、関係者に対しては通知文を出すという形で周知を図っていこうと考えております。

○山下委員長 それでは次に、その他報告事項に対する説明をお願いいたします。

○塩田商工政策課長 令和7年度商工観光労働部組織改正案について御説明いたします。

資料の81ページを御覧ください。

今回の組織改正は、資料のオレンジ部分に記載してありますとおり、半導体関連産業などの先端技術産業分野における関連人材の育成確保等の支援を強化するため、新たに先端技術産業推進室を設置するものであります。

具体的には、その下の黒丸に記載してありますとおり、半導体関連産業における近年の投資活性化を受けまして、医療機器産業や航空機産業等の成長分野と併せて支援を強化するため、企業振興課の食品メディカル産業推進室を再編するものであります。

その下に組織図を記載しておりますが、左側が現行、右側が改正後の組織となります。

現行の下側に記載しております食品メディカル産業推進室におきましては、これまでフードビジネス振興構想、そして東九州メディカルバ

レー構想に基づき、食品産業と医療機器産業の推進を図ってきたところであります。

このうち食品産業につきましては、取組から10年以上が経過し、着実に進展、定着していることから、総合政策部が担ってきたフードビジネス振興構想に基づく取組の進捗管理も含め、改正後の上のほうにあります企業振興課に業務を移管し、食品工業情報産業担当において推進することとします。

今回の組織改正によりまして、本県産業のさらなる発展に向け、また他県に遅れをとることのないよう、しっかりと取り組んでまいります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 次に、商工観光労働部の説明及び質疑が全て終了しましたので、これから総括質疑を行います。

商工観光労働部全般について質疑はありませんか。

○日高委員 資料10ページですけれども、「スポーツ観光プロジェクト～スポーツ環境日本への挑戦～」とありますけれども、2027年国スポ・障スポが行われる中で、これをしっかりと形つくっていただくためにも、ここを頑張りたいと思っています。

ちょうど今、次の10年を見据えた地方活性化ということで、地方創生2.0というものがあります。もちろん3つの施設プラス様々なところで、この国スポの競技が行われる場所ですので、このスポーツランド磨き上げということで、ぜひ予算をしっかりと確保して頑張りたいと思います。

○川北商工観光労働部長 スポーツ観光プロジェクトでございます。国スポ・障スポに向けまして、様々な施設の整備が整ってきております。

私どもとしましては、こうした施設を最大限に活用して、さらなるスポーツランドみやぎきを推進していくということが大きな命題でございます。

関係者の皆さん、そして関係部局、総合的に力を結集しまして、本県のスポーツランドみやぎきをしっかりと進めてまいります。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

暫時休憩します。

午後1時54分休憩

午後1時58分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いいたします。

○桑畑県土整備部長 今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、委員会資料により御説明いたします。着席して御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

まず、1の予算議案では、議案第1号の一般会計予算案ほか2件についてお願いしております。

次に、2の特別議案では、「使用料及び手数

料徴収条例の一部を改正する条例」ほか6件について説明させていただきます。

最後に、3のその他報告事項としまして、令和7年度県土整備部組織改正案について御報告いたします。

それでは資料の3ページを御覧ください。

県土整備部の令和7年度当初予算一覧の総括であります。

令和7年度の当初予算額は太線で囲んでおりますBの欄になりますけれども、1行目の一般会計が866億円余、下から4行目の特別会計が21億円余、一番下の部予算合計では888億円余となっております、その左側にあります前年度の当初予算と比較いたしますと5.6%の増となっております。

次に、資料の4ページを御覧ください。

資料の4～8ページにかけまして、令和7年度の県土整備部の主な事業を「宮崎県総合計画2023アクションプラン」におけるプログラムごとに整理したものでございます。

県土整備部におきましては、資料の5ページと6ページに記載しておりますプログラムに、希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくりにおける施策に関連する事業を中心に、ハード・ソフト対策に取り組んでまいります。

特に公共事業におきましては、今回計上しております当初予算に加えまして、国土強靱化などの補正予算も活用しながら、計画的な予算の執行に努めまして、県民の生命と財産を守るための防災減災対策や高速道路のミッシングリンクの解消など、本県のさらなる飛躍に向けた社会インフラ整備に取り組んでまいります。

このほか、議案及び決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況等につきましては、担当課長等からそれぞれ御説明いたします。

○山下委員長 概要説明が終了しました。

審査の進め方ですが、予算議案のみ2班に分けて議案等の審査を行い、特別議案等の審査を行った後に総括質疑の時間を設けることとしております。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

まず、第1班として、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課の審査を行いますので、順次、予算議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、全ての課の説明が終了した後にお願いをいたします。

○鬼塚管理課長 県土整備部の令和7年度当初予算額の概要について御説明いたします。

委員会資料の9ページを御覧ください。

まず、(1)の補助公共・交付金事業であります。

太枠で囲んでいるBの欄の一番下にありまして、令和7年度当初予算額は、412億4,406万3,000円であります。その右隣の令和6年度の当初予算額との比較では、約27億1,000万円、率にして7%の増となっております。

10ページを御覧ください。

(2)の県単公共事業であります。

太枠で囲んでいるBの欄の一番下にありまして、当初予算額は186億5,769万2,000円あります。このうち、日本一挑戦プロジェクトとして、ひなた宮崎県総合運動公園にあります施設の整備、改修を行う経費として9億1,200万円を計上しております。

その右隣の前年度との比較では約7億3,000万

円、率にして4.1%の増となっております。

11ページを御覧ください。

(3)の直轄事業負担金であります。

太枠で囲んでいるBの欄の一番下にありまして、当初予算額は68億3,216万8,000円であり、その右隣の前年度との比較では約2億8,000万円、率にして4.3%の増となっております。

12ページを御覧ください。

(4)の災害復旧事業であります。

太枠で囲んでいるBの欄の一番下にありまして、当初予算額は111億3,108万1,000円であり、その右隣の前年度との比較では約10億6,000万円、10.5%の増となっております。

次に、13ページを御覧ください。

これは、各課別の当初予算を記載したものであり、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、14ページを御覧ください。

このページから19ページにかけては、債務負担行為を設定する事業を掲げておりますが、橋梁やトンネルなどは工事期間が年度をまたがりますことから、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

20～63ページは、各課の歳出予算説明資料になります。

県土整備部の当初予算の概要は以上でございます。

続きまして、管理課の令和7年度当初予算について御説明いたします。

資料の20ページをお願いいたします。

当課の当初予算額は、一番上の行、管理課計の一番左の欄になりますが19億2,574万3,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

21ページを御覧ください。

まず、上から1段目の(事項)職員費は15億1,628万2,000円で、管理課及び土木事務所などの人件費であります。

次に、上から4段目の(事項)建設技術センター費は1億4,860万円であり、主なものは、その右の欄の3の建設技術センターの維持管理費や、4の産業開発青年隊の運營業務に伴う指定管理料であります。

次に、一番下の(事項)建設業指導費は2億3,684万3,000円であり、

これは、右の欄の1の建設業の許可等や、2の経営事項審査に要する事務費を、また、3の「みやざき建設産業経営基盤強化支援事業」は、建設業者の資金調達に対する支援や、建設業者を対象とした研修会の開催、相談対応等に要する経費を計上しております。

4の改善事業につきましては、次の22ページで御説明いたします。

22ページを御覧ください。

改善事業「未来を担う建設人材育成・確保事業」であります。

予算額は2,646万円で、一般財源のほか、日本一挑戦基金を財源としております。

事業の目的ですが、建設産業の魅力発信や技術者のキャリアアップ、若者・女性活躍の促進等により、担い手の確保、育成を図るものであります。

事業の概要ですが、事業内容の①の「建設産業魅力発信事業」では、高校生などの若い世代に向けたポータルサイト「ビルミヤ」での情報発信や、建設現場等をバーチャルで体験できるVR映像の制作などを行います。

また、県内企業が高校生向けに、直接、自社をPRできるイベントを開催いたします。

②の「建設産業人材育成事業」では、土木施工管理技士などの建設関連の資格取得の支援により、技術者の育成を図りますとともに、若者や女性が活躍しやすい環境整備に向けて、デジタル技術関連の資格などの取得を支援いたします。

③の「外国人材確保事業」では、建設産業への外国人材の確保に向けて、海外の送り出し機関と連携し、外国人材に直接本県のPRを行うなどの取組を実施いたします。

④の「建設企業ICT化推進事業」では、県内企業を対象にICTを活用した生産性の向上や、働き方改革を推進する研修会などを開催いたします。

これらの取組により、成果指標にありますとおり、現場見学会等の参加者数や資格取得等を支援した女性の数を増やしますとともに、建設業における高校生の県内就職率を、全産業平均と同じ63.8%に引き上げることを目指してまいります。

○前村用地対策課長 委員会資料の23ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、一般会計が6億8,326万5,000円、公共用地取得事業特別会計が10億471万8,000円、合わせまして16億8,798万3,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

24ページを御覧ください。

まず、一般会計であります。

(目) 土木総務費の2段目の(事項) 収用委員会費1,973万円であります。

これは、収用委員の報酬のほか、収用裁決に必要な不動産鑑定等に要する費用など、委員会の運営に要する経費であります。

次に、その下の(事項) 用地対策費691万

3,000円であります。

これは、登記事務委託料のほか事業認定に関して、土地収用法に基づく公聴会や審議会の開催経費など、用地対策の推進に要する経費であります。

次に、一番下の(事項) 特別会計繰出金6億299万円であります。

これは、公共用地取得事業特別会計の事業費として、一般会計から特別会計への繰出金であります。

25ページを御覧ください。

次に、公共用地取得事業特別会計であります。

(事項) 公共用地取得事業費10億471万8,000円ありますが、これは、九州中央道五ヶ瀬高千穂道路等の先行取得などに要する経費と、先行取得用地等の引渡しに当たって得られる収入の一般会計への繰出金であります。

○植村技術企画課長 当課の令和7年度当初予算について御説明いたします。

委員会資料の26ページを御覧ください。

当課の当初予算額は4億8,312万7,000円あります。

以下、主なものについて御説明いたします。

資料27ページを御覧ください。

表の2段目、(事項) 土木工事積算管理検査対策費1億4,023万3,000円あります。

このうち、1の労務及び建設資材単価の調査1億608万7,000円ありますが、これは公共事業の積算に用いる設計単価を設定するために、建設労働者の賃金や建設資材の価格など、実態調査を行うものであります。

また、3の「公共工物品質確保推進事業」3,171万円ありますが、これは公共工事の品質確保のため、監視チームによる施工体制の点検

のほか、県内技術の活用並びに地産地消を図るためのシステムの運用などを行うものであります。

次に、表の下から4段目の(事項)インフラDX推進事業費2,100万円であります。

これは、建設産業における担い手の育成確保や生産性の向上を図るため、デジタル技術を活用し、公共工事におけるインフラDXを推進する事業であり、民間技術者や産業開発青年隊を対象としたICT活用工事の研修を行うほか、公共施設の管理台帳や各種データ等を集約管理するシステムの構築などを実施するものであります。

次に、表の下から3段目の(事項)災害時応急対策環境整備事業費3,000万円であります。

これは、台風等の災害時において、道路のり面等が被災した場合、まずは崩土の搬出を速やかに行い、早期復旧、開放を図るための土砂の仮置場等を整備し、中山間地域における災害対応力強化を図るもので、土砂仮置場の測量、調査設計などを実施するものであります。

次に、表の一番下の(事項)盛土対策費1,368万5,000円であります。

これは、令和7年5月1日から始まる盛土規制法の運用に伴い、新たに届出対象となる盛土等の工事許可等の審査に要する経費であります。

次に、28ページを御覧ください。

改善事業「ひなたみやざき土木の魅力発信事業」について御説明いたします。

予算額は185万3,000円、財源は全額一般財源であります。

まず、事業の目的であります。安全・安心の確保や国土強靱化の推進など、建設産業や公共事業の必要性及び重要性について、イベント

等で情報発信を行うことで、県民の理解促進を図るとともに、県土木職の魅力をPRし、県民に良質な土木行政サービスを提供するために、必要な人材確保を図るものであります。

次に、事業の概要であります。まず、

(1) 事業内容としまして、①土木の魅力に関する広報及び土木分野の学生向けリクルート活動は、SNS等を活用し、効果的に建設産業の旬な話題などについて情報を発信するとともに、新たな取組として、土木分野について学んでいる県内外の大学生や高校生を対象に、リクルート活動や出前講座等を実施し、土木職の魅力を発信するものです。

②ストック効果事例集の作成は、公共事業の成果を分かりやすく発信するため、インフラ整備による地域経済の活性化などのストック効果の事例をまとめた冊子やパネルを作成し、イベント等で紹介するものです。

③小・中学生対象の魅力発信PRイベントは、小中学校と連携し、出前講座や施工中の現場見学会等を行うものであります。

次に、(2)事業の仕組みにつきましては、全て県が直接実施するものであります。

次に、(3)成果指標であります。未来の建設産業を担う大学生等のインターンシップ参加者を、現状の9名から令和9年度には30名に増やしたいと考えております。

最後に事業期間であります。令和7～9年度を予定しております。

「ひなたみやざき土木の魅力発信事業」については以上です。

次に、資料の29ページを御覧ください。

新規事業「土木のしごと効率化推進事業」について御説明いたします。

予算額は986万7,000円、財源は全額一般財源

であります。

まず、事業の目的であります。限られた人材で効率的に行政サービスの提供を維持していくため、デジタル技術を活用し、土木施設台帳、管理区域図等の電子化及び情報を共有することにより、災害発生時等において、より速やかな現場対応や土木職員の業務の効率化を図るものであります。

次に、事業の概要であります。まず、

(1) 事業内容としましては、①土木施設台帳等の電子化は、紙で管理されている道路などの土木施設の台帳等を電子化することで、検索や管理の効率化を図るものです。

②ファイル共有サーバーやタブレットを活用した事務効率化は、電子化された台帳データを保存するサーバーを整備することにより、タブレット端末を使って、現場で台帳の確認や報告書作成などができる仕組みを構築いたします。

これにより、写真のような災害発生時にも、現場に出向いた職員と土木事務所にいる職員が同時に情報を共有することが可能となり、早期の通行再開に向けた方針決定や指示など、対応の迅速化が可能となることを見込まれます。

次に、(2) 事業の仕組みにつきましては、県からコンサルタントなど民間事業者に委託して実施するものであります。

次に、(3) 成果指標であります。災害発生時や住民からの苦情、要望などに伴う現地立会いが現場で完結することにより、職員の業務効率化が図られ、令和7年度から3年間の業務削減時間の合計を1万544時間と見込んでおります。

最後に事業期間であります。令和7～9年度を予定しております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項

に係る対応状況について御説明いたします。

資料の30ページを御覧ください。

県土整備部が所管する建設工事について、事業の繰越額の削減に向けて、工事の早期発注など計画的な予算の執行に努めることについてであります。

建設工事の発注に当たっては、適正な工期を確保する観点から、初年度の事業費用ゼロで債務負担行為を設定する、いわゆるゼロ県債の活用などにより、年度内に工期が確保できるよう、早期発注に取り組んでおります。

また、年間を通した施工時期の平準化を図る観点から、おおむね四半期ごとの予算の執行目標を設定し、計画的な発注に取り組んでいるところです。

そのような中、国の国土強靱化対策が補正予算で措置されるなどにより、事業費の繰越しが発生しているところではありますが、今後とも適正な工期確保を図りながら、計画的な予算の執行に努めてまいります。

○田中道路建設課長 資料の31ページを御覧ください。

当課の当初予算額は215億910万8,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

32ページを御覧ください。

(目) 道路橋梁総務費の2段目の(事項) 直轄道路事業負担金15億5,715万5,000円でありませう。

これは、国道10号や国道220号で行われている国の直轄道路事業に対する県の負担金であります。

次に、中ほどの(目) 道路新設改良費の1段目の(事項) 公共道路新設改良事業費181億9,065万5,000円であります。

これは、県が管理している国県道の道路改良を行う事業でありまして、主な事業内容といたしましては、国道447号や国道265号などでの整備を予定しております。

次に、一番下の（事項）県単特殊改良費14億4,000万円であります。

これは、県道高鍋高岡線などにおいて、局所的な改良や待避所設置などの整備に要する経費であります。

○椎葉道路保全課長 資料の33ページを御覧ください。

当課の当初予算額は166億9,319万2,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

資料34ページを御覧ください。

（目）道路橋梁総務費の2段目の（事項）道路管理費8,886万1,000円であります。これは、県管理道路の管理に要する経費でありまして、道路台帳の修正業務やボランティア団体等が行う活動への支援などを行うものであります。

次に、中ほどの（目）道路維持費の一番上の（事項）地域総合メンテナンス事業費13億4,978万5,000円あります。これは、道路の巡視・巡回パトロールや応急的な維持工事に要する経費であります。

次に、その下の（事項）公共道路維持事業費71億7,183万5,000円あります。これは、国の補助金等を受けて行う橋梁・トンネル等の点検・補修や交通安全施設の整備に要する経費であります。

次に、一番下の（事項）県単道路維持費35億3,508万9,000円あります。これは、県が管理する道路の日常的な維持補修に要する経費であります。

35ページを御覧ください。

一番上の（事項）県単舗装補修費22億5,400万円あります。これは、ひび割れや、わだち掘れなど、傷んだ道路舗装の部分的な補修工事や打換え工事を行う経費であります。

次に、その下の（事項）沿道修景美化推進対策費9億3,451万4,000円あります。これは、沿道の植栽の維持管理や除草などを行い、良好な道路環境の保全を行う経費であります。

最後に、一番下の（目）橋梁維持費の（事項）県単橋梁維持費2億円あります。これは橋梁の点検結果に基づき、補修を行う経費であります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありませんか。

○日高委員 資料22ページの（1）の②ですけれども、女性活躍の促進ということで、デジタル関連の資格取得が、なぜ女性活躍促進につながるのか御説明をお願いします。

○鬼塚管理課長 この資格なんですけど、技術者でなくてもできる仕事の分野の資格を想定しておりまして、例えば、CADオペレーターとか、ドローン操縦士なども想定しております。

このデジタル関連の資格取得等を支援することによりまして、建設の現場以外でも活躍できる仕事の幅を広げるということです。

例えば、現場での力仕事ではない分野での資格取得を支援しまして、そこに女性や若者の入職を促進したいと考えております。

○日高委員 この資料22ページの（1）の③ですけれども、改善した部分はこういったところでしょうか。ちなみに今は、いろいろな送出機関があると思いますが、こういったところと連携しているのかも教えてください。

○鬼塚管理課長 この資料の③の外国人材確保は新しい取組でございまして、来年度から取り

組んでいきたいと考えております。

この事業の内容にある送出機関というのが、現地で日本に來たい人材を募集いたしまして、日本に送り出すという役割を担っている機関でございます。

そういったところに直接我々が出向きまして、日本に來たいという方を宮崎県に引っ張ってくるために、プロモーション活動をしたいと考えております。

具体的には、宮崎県の自然であったり文化であったり、建設業の内容などを紹介しまして、宮崎県に関心を持ってもらうことで宮崎県に来ていただく取組を考えております。

○日高委員 ちなみに今、宮崎県の企業のアースとかも動いていらっしゃると思いますけれども、そういうところとの連携もあるのでしょうか。

○鬼塚管理課長 この送出機関というのは、現地の送出機関なんですけれども、委員が言われたのはアースコンサルタントだと思います。もちろんおっしゃったように、外国人材の育成・活動に取り組んでいただいておりますので、当然連携をして、海外から宮崎県に連れてくるような取組をしたいと考えております。

○日高委員 もう外国人に頼らないといけないという状況になってきていますので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。よろしく願います。

○安田委員 資料27ページの「災害時応急対策環境整備事業」は、土捨て場や仮置場の整備で、昨年度は美郷町、椎葉村辺りが対象だったと思いますけれども、その後どうなったのかお伺いします。

○植村技術企画課長 この事業につきまして、令和6年度からの新規事業ということで取り組

んでいまして、今年度、椎葉村、諸塚村、西米良村で土捨て場の確保ということで、現在の進捗につきまして、椎葉村の測量が完了して、これから設計に着手できればということで、地元と調整しているところです。

あと、諸塚村と西米良村につきましては、大体の候補地が見つかりまして、現在、測量を行っているところです。来年度につきましては、美郷町と西臼杵3町を予定しておりますので、引き続き実施していきたいと考えています。

○本田委員 資料27ページの土木総務費の土木工事積算管理検査対策費の1です。積算に関わる実態調査ということで、今は、すごく資材の単価が上がったりしていますけれども、調査のプロセスや頻度について教えてください。

○植村技術企画課長 積算で用います土木資材でコンクリートですとか、採石などの主要資材につきましては、毎月実態調査をしております。それ以外のものにつきましては、四半期ごとに調査しております。

また、国が労務費の見直しを今年の3月1日から行っていまして、国にならって県も労務費の見直しを行ったところであります。

○外山委員 資料35ページの沿道修景美化推進対策費ですが、これも長年足りないとか、草刈りが3回から2回に減るとか、ずっと問題になっていますよね。今回、予算が9億3,000万円余っていますが、これは増えてきたんですか。

○椎葉道路保全課長 今年度と比較しますと、1,600万円減額になっております。沿道修景美化推進対策費は、令和9年度の国スポ・障スポに向けて、令和5年度より予算を増額しております。

令和5年、6年、7年の年次計画に基づいて、令和6年度がピークとなるため、令和

7年度は1,600万円の減額になっております。全体的には増額しております。

○外山委員 以前から観光立県としている宮崎県ですから、全部は無理でも特に海岸線において、草が生い茂って海が見えないとか、いかにも景観が悪いところは、部分的にでも手を加えると、随分景観が違ってくるのかなと思うので、全部は無理だと思いますが、部分的にでもよろしくをお願いします。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で第1班の予算議案の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時33分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

次に、第2班として、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、美しい宮崎づくり推進室、建築住宅課、営繕課、高速道対策局の審査を行いますので、順次、予算議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、全ての課の説明が終了した後にお願いいたします。

○和田河川課長 委員会資料36ページを御覧ください。

当課の当初予算額は212億7,517万9,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

37ページを御覧ください。一番下の(事項)ダム施設整備事業費5億6,900万円であります。

これは、国の補助により実施するダム管理施設の老朽化対策として、改良や更新などに要する経費であります。

38ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)公共河川事業費32億5,690万8,000円であります。

これは、国の補助により実施する河道掘削や堤防の整備などの河川改修に要する経費であります。

39ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)県単河川改良費24億4,925万2,000円であります。

これは、国の補助対象とならない河川改修や堆積土砂の除去などを実施するものであります。

次に、下から3段目の(事項)直轄河川工事負担金7億8,714万3,000円あります。

これは、国が実施する河川改修等に対する県の負担金であります。

40ページを御覧ください。

上から5段目の(事項)ダム施設管理事業費15億7,190万円あります。

これは、国の補助対象とならないダム管理施設の改良や堆積土砂の除去などを実施するものであります。

次に、その下の(事項)公共土木災害復旧費102億9,458万6,000円あります。

これは、道路や河川などの公共土木施設で発生した災害の復旧に要する経費であります。

41ページを御覧ください。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

⑧「河川パートナーシップ事業について、労力の負担軽減となる機械の導入を推進するとともに、パートナー協力団体の協力関係の維持及び増加を図ること」についてであります。

河川パートナーシップ事業は、地域の活性化や河川景観の保全及び維持管理費用の縮減を目

的に実施しておりまして、その担い手となる協
力団体の確保は大変重要であります。

令和5年度は、団体数741団体、草刈り面積延
べ928ヘクタールとなっており、ここ数年は一定
数の団体に参加いただいております。

これまで、作業負担を軽減するため、自走式
の草刈り機を16台導入しておりまして、さら
に、傾斜のある堤防のり面でもより安全に作業
ができる無線式の遠隔操作草刈り機につつまし
て、他県の取組状況を調査し、機器導入の検討
を進めているところであります。

また、団体に対して行ったアンケート調査の
結果を受けて、令和6年度当初予算で報償費を
増額しておりまして、団体数、草刈り面積、い
ずれも増加する見込みとなっております。

これを踏まえまして、令和7年度当初予算案
において、事業費を増額して計上したところで
あり、今後も引き続き団体の皆様の御意見を伺
いながら、河川パートナーシップ事業が継続し
ていけるよう、団体数の確保を図ってまいりま
す。

○小倉砂防課長 委員会資料の42ページを御覧
ください。

当課の当初予算額は、58億3,852万8,000円を
お願いしております。

続きまして、主なものを御説明いたします。
43ページを御覧ください。

まず、上から2段目の(事項)公共砂防事業
費32億126万円であります。

これは、土石流のおそれがある溪流におい
て、砂防堰堤などの整備を行ったり、地滑りの
おそれがある箇所において対策工事を行う事業
であります。

次に、その下の(事項)公共急傾斜地崩壊対
策費15億2,227万円であります。

これは、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所
での擁壁工やのり面工等の整備を行う事業であ
ります。

次に、一つ飛びまして、(事項)県単公共砂
防事業費2億8,680万円であります。

これは、国庫補助の対象とならない、小規模
な砂防工事などを行う事業であります。

次に、その下の(事項)県単公共急傾斜地崩
壊対策事業費4億7,345万7,000円あります。

これは、既存の急傾斜地崩壊防止施設の維持
修繕に係る工事などを行う事業であります。

44ページを御覧ください。

1段目の(事項)直轄砂防工事負担金2億
4,476万6,000円あります。

これは、霧島火山群からの土砂流出による被
害を防止するために、国が実施する直轄砂防事
業に対する負担金であります。

最後に、(事項)土砂災害防止啓発推進事業
費182万9,000円あります。

これは、土砂災害に関する防災知識の普及・
啓発活動などに要する経費であります。

○岩切港湾課長 当課の令和7年度当初予算に
ついて御説明いたします。

資料の45ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、一般会計が64億3,129万
5,000円、中段の港湾整備事業特別会計が11億
6,517万7,000円、合わせまして75億9,647万
2,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

47ページを御覧ください。

まず、一般会計であります。上から4段目の
(事項)空港整備直轄事業負担金7億8,576万円
であります。

これは、宮崎空港の耐震化等に係る直轄事業
に対する負担金であります。

次に、2つ下の(事項)公共海岸保全港湾事業費2億4,675万円であります。

これは、台風等により海岸に漂着した大規模な流木等の処理や海岸の津波対策を行うための経費であります。

次に、一番下の(事項)港営費、3億7,205万5,000円であります。

これは、県内港湾施設の管理運営やポートセールス活動等に要する経費であります。

48ページを御覧ください。

一番上の(事項)港湾維持管理費5億1,501万1,000円であります。

これは、岸壁や臨港道路等の港湾施設の維持、補修に要する経費であります。

次に、3つ下の(事項)港湾調査費1億9,329万6,000円であります。

これは、船舶等の安全な航行のために、基礎的な情報となる深淺測量や港湾に関する調査等を行うための経費であります。

次に、2つ下の(事項)直轄港湾事業負担金6億270万円であります。

これは、細島港及び宮崎港の防波堤等の整備に係る直轄事業に対する負担金であります。

次に、一番下の(事項)公共港湾建設事業費22億9,320万円であります。

これは、国庫補助及び交付金事業により、防波堤や岸壁などの整備を行うための経費であります。

49ページを御覧ください。

一番下の(事項)港湾災害復旧費7億4,741万円あります。

これは、公共港湾施設が被災した場合の復旧に要する経費であります。

一般会計については以上であります。

50ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計について、主なものを御説明いたします。

まず、一番目の(事項)細島港管理運営費2億2,612万1,000円あります。

これは、細島港の荷役機械、引船等の管理運営に要する経費であります。

次に、6つ下の(事項)宮崎港整備事業費3億4,000万円あります。

これは、宮崎港埠頭用地の舗装等に要する経費であります。

次に、1つ下の(事項)元金2億1,730万8,000円あります。

これは、荷役機械や上屋等の整備に要した起債の元金償還に要する経費であります。

港湾整備事業特別会計については以上であります。

○松田都市計画課長 資料の52ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、54億3,056万7,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

53ページを御覧ください。

(目)都市計画総務費の4段目の(事項)住みよいふるさと広告景観づくり事業費、6,573万2,000円あります。

これは、屋外広告物監視員がパトロールを行い、監視・指導するためなどの経費であります。

次に、その1つ下の(事項)美しい宮崎づくり推進事業費1,121万3,000円あります。

これは、美しい宮崎づくりを推進するため、県民、事業者等に対する普及啓発や人材育成、景観形成活動への支援などを行うための経費であります。

次に、中ほど(目)街路事業費の一番下の

(事項) 公共街路事業費20億814万9,000円であります。

これは、都市における安全で円滑な交通の確保や、良好な市街地の形成を図るため、街路の整備を行うための経費であります。

次に、一番下の(目)公園費であります。

54ページを御覧ください。

一番上の段、(事項) 県単都市公園整備事業費13億9,700万円であります。

これは、老朽化した公園施設の更新などを行うための経費であります。

次に、その1つ下の(事項) 都市公園管理費4億1,264万3,000円であります。

これは、都市公園施設の管理等に要する経費であります。説明欄にあります新規事業「国際園芸博覧会出展事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

○村岡美しい宮崎づくり推進室長 新規事業「国際園芸博覧会出展事業」について御説明いたします。

まず、博覧会の概要についてであります。

先に56ページを御覧ください。

2027年に横浜市で開催される国際園芸博覧会は、イベントの規模としましては最上位となるA1クラスに位置づけられた国際的な園芸博覧会であり、国内では1990年の「大阪花の万博」以来37年ぶりの開催となります。

1にありますように、会期は3～9月の半年間にわたり、会期中は1,500万人の参加が見込まれております。

本県からは、2にありますように、屋外展示には県土整備部が、屋内展示には農政水産部が出展を予定しております。

55ページにお戻りください。

予算額は506万5,000円で、令和7年度は屋外

展示を行うためのデザイン・設計及び造園工事の発注準備を行います。

事業の目的としましては、宮崎の魅力を国際園芸博覧会を通じて国内外に発信していくこと、また、大学生と協働することにより、将来の造園業を担う若い世代の育成を図ることとしております。

事業の概要です。

(1) 事業の内容としては、例えば神話などの歴史や高千穂峡、鬼の洗濯岩などの自然景観を表現した宮崎ならではのデザインや設計を令和7年度に行い、令和8年度に施工、令和9年度に庭園の維持管理及び撤去を予定しております。

(2) 事業の仕組みですが、右の図のとおり、南九州大学の学生や関係団体と協働して進めていくこととしております。

(3) 成果指標としましては、世界規模の展示会への参加を通して、出展に関わる学生のみならず、幅広く若い世代に向けて造園業への興味関心を向上させたいと考えております。

最後に事業の期間です。

令和7～9年度を予定しております。当博覧会が開催される2027年は、本県においても国スポ・障スポが開催されること、また、博覧会の会場には海外からも多くの来場が見込まれることから、国内のみならず、世界に向けて宮崎の魅力をアピールすることで、インバウンドなどの観光誘客にもつなげていきたいと考えております。

○松田建築住宅課長 当課の令和7年度当初予算について御説明いたします。

資料の57ページを御覧ください。

当初予算額はAの列の一番上28億294万8,000円であります。

以下、主なものについて御説明します。

58ページを御覧ください。

(目) 建築指導費の上から4段目の(事項) 建築物防災対策費4,509万5,000円であります。

これは、地震や崖崩れ等による建築物の被災を未然に防止するための対策等に要する経費です。この事業の中で、右側の事業名の欄の3にありますとおり、「木造住宅等耐震化支援事業」を行います。

次に、3段下の(目) 住宅管理費の(事項) 県営住宅管理費12億3,645万2,000円です。

これは、県内に約8,800戸あります県営住宅の管理に要する経費で、入退去管理や建物の維持管理修繕に要する経費などです。

次に、(目) 住宅建設費の(事項) 公共県営住宅建設事業費12億1,349万円です。

これは、県営住宅の整備に要する経費で、延岡市の県営一ヶ岡団地の建て替えや、既存の団地の外壁改修やバリアフリー化などを行うものであります。

予算関係につきましては、以上でございます。

○下温湯営繕課長 当課の令和7年度当初予算について御説明いたします。

資料の60ページを御覧ください。

当課の当初予算額は3億2,497万1,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

61ページを御覧ください。

上から2段目の(事項) 営繕管理費1,305万円です。

これは、主に営繕工事に関わる設計書の作成や工事管理などの業務に関する事務経費でございます。

○栗山高速道対策局長 資料の62ページを御覧ください。

当局の当初予算額につきましては32億5,296万8,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

次の63ページを御覧ください。

初めに、上から2段目の(事項) 高速道路網整備促進費3億6,000万3,000円でございます。

これは、高速道路の整備に必要な用地につきまして、用地国債を活用した先行取得を行うために、公共用地取得事業特別会計へ繰出しを行うもの、そのほか、建設促進大会の開催に必要な経費の負担や、国等関係機関への要望活動などを行うための経費で構成されております。

次に、その下の(事項) 高速自動車国道等直轄事業負担金28億464万4,000円でございます。

これは、東九州自動車道及び九州中央自動車道につきまして、国が主体となって実施しております高速道路に関する直轄事業に対する県の負担金で、これらの整備促進を図るためのものでございます。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありますか。

○渡辺委員 資料43ページに公共急傾斜地崩壊対策費ということで、延岡市の伊達第2地区ほか45地区とありますが、毎年粛々と、この急傾斜地の対策がなされていて、市町村からここをやってほしいというリクエストが次々に来て、ウェイティングリストができているという理解でよろしいでしょうか。

○小倉砂防課長 急傾斜地の要望については、ウェイティングリストと申しますか、ある程度、要望のあった箇所から優先度をつけて、順次整備着手しているというところでございます。

○渡辺委員　ちなみに、この45地区の後ろには、どれくらいのウェイティングリストがありますか。

○小倉砂防課長　数字的なものは、今は把握していませんが、例えば、宮崎市とか延岡市とか地区ごとに待っているところはかなり多い箇所もございます。

○渡辺委員　市が管理しているところと、町が管理しているところもあるのでしょうかけれども、それぞれからリクエストが来ているということですか。

○小倉砂防課長　県が補助事業でやる場合の採択要件に乗らないものは市町村の事業になりますので、そちらのほうは、また県単の、市の県費補助という形で事業を実施しているところがあります。

○日高委員　資料58ページですけれども、県営住宅管理費というところで御説明があったと思います。2の「入退去管理事業」の予算は、どのように使われるのでしょうか。

○松田建築住宅課長　この予算につきましては、県営住宅管理システムの運営費に充てております。

○日高委員　入退去管理ということなんですけれども、人それぞれの事情で退去されていくと思います。なかなか次の人が入れないような状況だったりする場合には、退去される方に、そこを支払っていただくというのは可能でしょうか。

○松田建築住宅課長　退去をする際は、検査いたしまして、住まい方による破損がある場合は、退去者の負担で修繕等を行っているところがございます。

○日高委員　ペットを飼っていらっしやったりして、臭い的にも厳しいという話も聞いたこと

もありますけれども、そういうところにも、ある程度対応していただくというのは可能なものでしょうか。

○松田建築住宅課長　まず、ペットにつきましては、飼ってはいけないことになっております。黙ってペットを飼っていて、非常に住居環境を阻害しているような臭いですとか、汚れなどがありましたら、当然、その退去者に負担を求めていきます。

○日高委員　しっかりと対応していただくように、よろしくお願いします。

○安田委員　資料58ページの建築物防災対策費の「木造住宅等耐震化支援事業」について、もう少し詳しく教えてください。

○松田建築住宅課長　この予算につきましては、耐震診断ですとか耐震改修費を、国、市町村、そして県で補助を行っているので、その計画のある方に支援しております。

○安田委員　その項目の2つ上に、がけ地の危険な住宅の移設、移転とか移設の助成事業が上がっていますが、これは具体的に要望が上がっているんですか。

○松田建築住宅課長　令和6年では要望等ありませんでしたが、過去を見ますと年に数件ある場合がございます。

○山下委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長　それでは、以上で第2班の予算議案の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時1分再開

○山下委員長　委員会を再開いたします。

次に、特別議案の説明をお願いします。な

お、委員の質疑は、全ての課の説明が終了した後をお願いいたします。

○鬼塚管理課長 委員会資料の64ページを御覧ください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、本ページの説明に入ります前に、本議案の提出に至る経緯について御説明いたします。

県におきましては、今回、昨今の人件費上昇や物価高騰による維持管理経費などの増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、施設等の使用料及び手数料の全庁的な見直しを行っております。

これに伴いまして、議案第21号及び議案第23～27号の条例改正に係る議案を提出させていただいております。

当部におきましては、物価高等による見直しのほか、関係法令の改正等による見直しもござります。それぞれ、施設等を所管する各課長から説明させていただきます。

それではまず、私のほうから、管理課が所管いたします施設の使用料について御説明いたします。

1の改正の理由に記載のとおり、建設技術センターの使用料の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容でございます。

表にありますとおり、宿泊室、大教室をはじめとする各教室、体育館、運転練習場などの使用料につきまして、現行の単価に宮崎市消費者物価指数の伸び率を乗じたものを改定後の使用料とするものであります。

3の施行期日は、令和7年4月1日でございます。

○岩切港湾課長 資料の65ページを御覧ください。

い。

港湾課が所管する施設の使用料について御説明いたします。

1、改正の理由に記載のとおり、サンビーチ一ツ葉駐車場の使用料の改正を行うものであります。

次に2、改正の内容であります。

表にありますとおり、サンビーチ一ツ葉駐車場の使用料につきまして、現行の単価に宮崎市消費者物価指数の上昇率を乗じたものを改定後の使用料とするものであります。

3、施行期日は、令和7年4月1日であります。

○村岡美しい宮崎づくり推進室長 委員会資料の66ページを御覧ください。

美しい宮崎づくり推進室が所管する施設の使用料について御説明いたします。

1の改正理由に記載のとおり、県立青島亜熱帯植物園の使用料を改正するものであります。

次に、2の改正の内容であります。

表にありますとおり、青島亜熱帯植物園の学習室を使用する際の使用料につきまして、宮崎市消費者物価指数の伸び率等を基に改正するものであります。

最後に、3の施行期日は、令和7年4月1日であります。

○松田建築住宅課長 資料の67ページを御覧ください。

建築住宅課が所管するものについて御説明いたします。

1の改正の理由は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行及び手数料額の見直し等に伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。

(1)は、建築物省エネ法等の改正に伴い、各種申請手数料の改正を行うものであります。

主なものとして、新たに新設する手数料について御説明します。

①は、建築確認時に一括して行う省エネ仕様基準の審査に係る加算額の新設であります。

②は、小規模建築物における省エネ基準適合性判定申請手数料の新設であります。

③は、低炭素建築物認定基準の改正に伴う手数料区分の新設であります。

①～③は、いずれも国から示されている審査時間の目安を参考に、新たに手数料額を設定しております。

続きまして、68ページをお開きください。

(2)は、長期優良住宅の認定申請手数料額において、人件費上昇等に伴い、一部の手数料額を改正するものであります。

表は、共同住宅の場合における一例としての認定申請等に係る手数料額を記載しております。

(3)は、建築士事務所登録申請手数料において、新たに国から示された基準に従い手数料額を改正するものであります。

(4)は、宅地建物取引業免許申請手数料において、国の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料額を改正するものであります。

なお、今回改正の対象となる申請手数料は、建築物の用途や規模、審査方法の種別ごとに細かく区分されているもので、合計で264件の改正となっております。

3の施行期日は、令和7年4月1日であります。

○前村用地対策課長 資料の69ページを御覧く

ださい。

議案第23号「国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例」についてです。

1の改正の理由に記載のとおり、使用料等の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

表にありますとおり、①の使用料、70ページの②の土石等採取料につきまして、現行の単価に宮崎市消費者物価指数の伸び率を乗じたものを改定後の使用料等とするものであります。

3の施行期日は、令和7年4月1日であります。

なお、国土交通省所管公共用財産とは沖合約22キロメートルまでの海域であって、海岸法や港湾法などの適用を受けない一般海域の海底の土地であります。

○和田河川課長 資料の71ページを御覧ください。

議案第24号「河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由に記載のとおり、河川における流水占用料等の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

表にありますとおり、①の流水占用料、②の土石等採取料、72ページの③の土地占用料につきまして、現行の単価に宮崎市消費者物価指数の伸び率を乗じたものを改正後の流水占用料等とするものであります。

3の施行期日は、令和7年4月1日であります。

73ページを御覧ください。

議案第25号「海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由に記載のとおり、海岸における占用料等の額の改定を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

表にありますとおり、①の土石等採取料、74ページの②の占用料につきまして、現行の単価に宮崎市消費者物価指数の伸び率を乗じたものを改定後の占用料等とするものであります。

3の施行期日は、令和7年4月1日であります。

○岩切港湾課長 資料の75ページを御覧ください。

議案第26号「宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

1、改正の理由に記載のとおり、港湾施設使用料等の改正を行うものであります。

次に、2、改正の内容であります。

(1)は、入港料等の改正であります。

表にありますとおり、入港料等につきまして、現行の単価に宮崎市消費者物価指数の上昇率を乗じたものを改定後の入港料等とするものであります。なお、資料には主なもののみを記載しておりますが、今回の改正の対象は全部で234件となります。

78ページを御覧ください。

(2)は、マリナ多目的広場使用料について、入場料等徴収の有無による区分を新設するものであります。現在、みやざき臨海公園のマリナ多目的広場は、誰でも利用できる憩いの場、スポーツの場として無料開放しておりますが、独占的に使用する場合には使用料を徴収しております。

近年は入場料を徴収する花火大会や音楽イベントでも使用されており、他県の港湾施設の状況も調べますと、入場料の有無で使用料に差額を設定しているところもあることから、本県に

においても入場料を徴収する場合の使用料を設定するものであります。

最後に、3、施行期日は、港湾法第44条の規定により、令和7年5月1日としております。

○村岡美しい宮崎づくり推進室長 委員会資料の79ページを御覧ください。

議案第27号「都市公園条例の一部を改正する条例」につきまして御説明します。

1の改正の理由に記載のとおり、都市公園における使用料を改正するものであります。

また、施設の用途廃止及び競技器具の追加に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

(1)の「行為の許可及び宮崎県総合運動公園の使用料の一部を改正する」につきましては、表にありますとおり、都市公園で規定の行為をする際に支払う使用料と、県総合運動公園の施設を使用する際に支払う使用料につきまして、宮崎市消費者物価指数の伸び率等を基に、それぞれ改正するものであります。

主なものを79ページと次のページの表に記載しておりますが、今回改正の対象は、行為許可に関わるものが全部で8件、県総合運動公園の使用料に係るものが全部で156件となります。

79ページにお戻りください。

続きまして、2の(2)「用途廃止する「水泳場」に関わる事項を削除する」につきましては、県総合運動公園の水泳場を、今年度末で用途廃止する予定であるため、関連する事項を削除するものであります。

続きまして(3)の「宮崎県総合運動公園の使用料に「ラグビースコアボード」を追加する」につきましては、ラグビー場のスコアボードを電光式にすることに伴い、80ページの表にありますとおり、新たに使用料を設定するもの

であります。

最後に、3の施行期日であります。

79ページの2の(1)にあります行為の許可及び宮崎県総合運動公園の使用料の一部の改正並びに2の(2)にあります用途廃止する水泳場に係る事項の削除につきましては、令和7年4月1日から施行し、2の(3)にあります、宮崎県総合運動公園の使用料にラグビースコアボードを追加することにつきましては、供用開始日が確定していないため、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行することとしております。

議案第27号については以上であります。

○鬼塚管理課長 81ページを御覧ください。

議案第53号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

表にありますとおり、公共海岸事業など5つの事業に要する経費に充てるため、記載の負担率のとおり市町村負担金を徴収することにつきまして、地方財政法第27条等の規定により、議会の議決に付するものであります。

なお、これらの負担金の徴収につきましては、既に関係市町村から同意を得ているところであります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案について質疑はありませんか。

○松本委員 管理課の建設技術センターのところです。土木技術者の育成とか、そういうことが言われている中で、そういう考え方をしたら、やっぱり利用料とかを抑えてでも育てていかなきゃいけないという考えにはならなかったのか気になりました。そのような議論はなされたかどうか、お答えいただけないでしょうか。

○鬼塚管理課長 おっしゃるとおり、建設技術センターにつきましては、技術者の育成等ござ

いますが、一般的に県民の方が利用する施設でもございます。

そういった意味で、今回、全庁的な方針に基づきまして改正したところでございます。

改正率につきましては、前回の改正が令和元年度であったということもあって、現行の単価に107.9%を乗じて計算しております。

建設技術センターは、物価高騰等に伴う改定は初めてのところでございまして、委員おっしゃるとおり、土木技術者の育成というところも担っておりますが、上昇分につきましては、県民サービスに資するように使用していきたいと考えております。

○松本委員 今回は分かりますが、できればしっかりと学んでいただくためにも、そういう環境を整えていただくことも、今後御議論いただきたいと思っております。

あと全体に係ることなので、管理課長のほうがいいかと思いますが、施行期日が令和7年4月1日ということで、余りにも期間が短い中で、このまま議決されれば条例が施行されるわけです。

ですが、県土整備部においては、みやざき臨海公園のマリーナ多目的広場にかかる使用料の施行日が5月1日であるとか、公布の日から6か月を超えない範囲で定める日という、こういう金額に関わるときにはよくある、幅を設ける施行があると思います。そのあたりについて、違いがあるところも併せて教えてください。

○鬼塚管理課長 施行期日につきましては、恐らくそれぞれの施設の状況によって違うと思いますが、建設技術センターに関して言いますと、これまでも4月1日の施行ということで統一しているところでございます。

それぞれの施設において、施行期日については議論し、この期日に決定したものと考えております。

○松本委員 やはり県民の皆さんが利用される施設なので、金額の大小は別として、少し周知の期間を丁寧に設定すべきではなかったかと考えます。その点についてのお考えがありましたら、御説明をお願いいたします。

○鬼塚管理課長 おっしゃるとおり、利用される県民の方々への十分な周知というのは、非常に大切だと考えております。各施設において議決をいただいた後、それぞれの施設が持っているホームページ等で十分に周知を図ってまいりまして、利用者の方々の理解を求めていきたいと考えております。

○松本委員 期間が短いと感じています。その点については、丁寧に、そして、いろんな形で利用される皆さんへの周知を徹底していただくようお願いいたします。

○鬼塚管理課長 丁寧に、あらゆる機会、あらゆる媒体を通じて周知を図っていききたいと考えております。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で特別議案の審査を終了します。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○鬼塚管理課長 委員会資料の82ページを御覧ください。

令和7年度県土整備部組織改正案についてでございます。

まず、(1)でございますが、今年5月から運用開始する盛土規制法に対応するため、新たに盛土対策課を設置するものです。

盛土規制法の運用開始に伴い、宅地、農地、森林等を含む県内ほぼ全域を規制区域とし、区域内での一定規模以上の盛土等の造成について、県の許可が新たに必要となりますことから、これらの業務に的確に対応するため、関連する環境森林部、農政水産部、県土整備部の3部共管組織として、同課を設置するものです。

次に、資料の83ページを御覧ください。

(2)でございますが、県土整備部の営繕課及び同課内の設備室を総務部に移管するものです。

県では、県有公共施設の老朽化対策を計画的に進める公共施設等総合管理計画を定めておりますが、計画から保全、施工までを一体的に進めるため、施工部署である営繕課及び設備室を、計画部署である財産総合管理課と同じ総務部に移管するものです。

また、現行の庁舎住宅担当、文教施設担当、スポーツ施設担当を移管に合わせ、設計担当、施工監理第一担当、施工監理第二担当に再編いたします。

○山下委員長 執行部の説明は終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上でその他報告事項の審査を終了します。

次に、県土整備部の説明及び質疑が全て終了しましたので、これから総括質疑を行います。

県土整備部全般について質疑はありませんか。

○外山委員 土木技術者が、非常に不足しているというのは聞いておりますけれども、やはり、業務に支障を来すほどに逼迫しているのでは

しょうか。また、その原因というのは何かあるんでしょうか。

○鬼塚管理課長 実際に土木職が採用見込みに対して実際に埋まらないとか、欠員の状況があったりとか、非常に厳しい状況にあります。

原因としましては、やはり土木職を目指す方が減っているというところと、県庁では、よく聞きますのが、やはり異動があるので、地元の市役所等を目指す方が多いという状況も聞いております。

非常に厳しい状況ですので、先ほど技術企画課のほうから説明いたしました新規事業等に取り組むと同時に、働き方改革ということも進めております。

県庁の土木職を魅力ある職場にしていきたいということで取り組んでおまして、そういったところで土木職を増やしていきたいと考えておりますし、宮崎大学とも連携しながら、土木職員を増やす取組を考えているところでございます。

○外山委員 関連ですけれども、民間においても、いわゆるトラックドライバーであるとかバス運転手であるとか、同じようなことです。

例えば、日南市に住んでいて、日南市内の移動であれば構わないんだけど、これが遠距離で、関西や福岡県に行く勤務があると辞めてしまうとか、どこか昔と変わってきました。働き方改革の影響なのかどうか分かりませんが、昔はそんなこと言わなかったから、転勤があろうとも頑張ったものだけども、今は条件の一つに、先ほどおっしゃった県庁は異動があるが市役所は異動がないということが選ぶ基準になっているという、何かおかしい感じが起きているような感じがします。答弁は結構です。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時29分再開

○山下委員長 委員会を再開します。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、14日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時からとしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了します。

午後3時29分散会

令和7年3月14日(金曜日)

午後1時1分再開

出席委員(8人)

委員	長	山下	寿
副委員	長	今村	光雄
委員		外山	衛
委員		日高	陽一
委員		安田	厚生
委員		本田	利弘
委員		松本	哲也
委員		渡辺	正剛

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	岩下	恵美
総務課主任主事	徳永	采香

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、賛否を含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時1分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括でよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、一括で採決いたします。

議案第1号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第21

号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第34号及び議案第53号につきましては、原案のとおり可決することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第34号及び議案第53号につきましては、原案のとおり可決すべきことを決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時3分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りします。

商工観光振興対策及び土木行政に関する調査については継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、このように議長に申し出ることといたします。

令和7年3月14日(金)

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 1年間、本当にあっという間に
終わりました。皆さん方には本当にいろいろお
世話になりました。

それでは、以上で委員会を閉会いたします。

午後1時4分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 山 下 寿

